

CHINA BUSINESS QUARTERLY

2025 年 Spring

Vol.01

編集／発行：

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部



特集

杭州六小龍を代表とする中国生成 AI イノベーションの発展

- 中国 AI 産業の育成にみるデジタルイノベーション 1
みずほ銀行 中国営業推進部 特別研究員 邵 永裕 Ph.D.
- 「杭州六小龍」が生まれた理由 10
アジア通信社(亜洲通説社)代表取締役社長 徐静波
- 急速に成長中の世界の新しいシリコンバレー：杭州 14
浙江省駐日本(北東アジア)商務代表処

中国を見る目

消費喚起に躍起になる中国

特別行動方案を発表

みずほ銀行 中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

20

マクロ経済

三たび「+5%前後」を目指す中国

全人代が開催、2025 年は景気下支え強化

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 主任エコノミスト 月岡直樹

29

トピックス

資金洗浄防止法の改正について

一般企業・個人も関連義務を負う

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 中国プラクティスグループ

弁護士 五十嵐 充・外国弁護士 吉 佳宜

34

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

月刊紙から季刊誌へ変更のお知らせ

「CHINA BUSINESS QUARTERLY」として、リニューアル

読者のみなさまへ

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます

平素は「CHINA BUSINESS MONTHLY」をご愛読賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎月お届けしてまいりました「CHINA BUSINESS MONTHLY」ですが、今般、2025年4月号（本号）より「CHINA BUSINESS QUARTERLY」として、季刊で年4回のお届けへ変更させていただきます。

今後も内容と質を一層向上させるためコンテンツの充実を図り、生まれ変わった形でみなさまにお届けいたします。新たなスタートを切る春の季節にふさわしく、みなさまのビジネスにお役に立てる情報をより多く提供してまいります。

また、「CHINA BUSINESS MONTHLY」のバックナンバーについては、当面、従来通り弊行のホームページでご覧いただけます。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

2025年4月吉日

みずほ銀行

中国営業推進部

□ お問い合わせ先 □

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp

□ バックナンバー □



特集

中国 AI 産業の育成にみるデジタルイノベーション

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

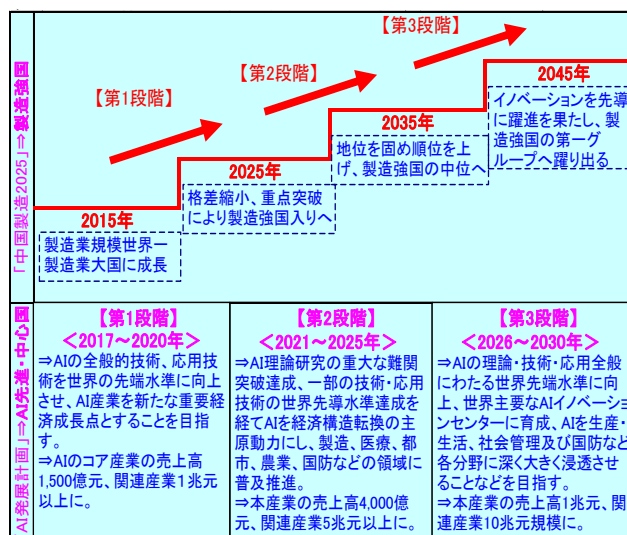
1. はじめに

2025 年に入ってから特に中国の伝統的祝日である春節を挟んで、中国の産業や社会に非常に明るいニュースが立て続けに伝わった。一つは中国の新興テック企業 DeepSeek による最新の生成 AI 大規模モデルのリリースである。もう一つは中国の人型ロボット企業（宇樹科技）が提供した春節フィスティバルで、16 体のヒューマノイドと女性ダンサーたちとの田植えヤンコの共演である。どちらも中国政府が 2015 年 5 月に打ち出した製造業の高度化戦略「中国製造 2025」の政策で重要視される産業分野と密接に関わっており、今年は同戦略の主要目標達成年であるだけに、その意義は格別と感じざるを得ない。

周知のように、「中国製造 2025」は、2011 年にドイツ発祥の「インダストリー 4.0」にちなむ中国版の製造業高度化発展の国家戦略として、スマート製造、インダストリアル・インターネットの推進を中心としたものである。人工知能や人型ロボットの技術の樹立がそのカギを握るとされる。実際人工知能は最も重要な分野であり、「すべてのものが人工知能（AI）によって制御される」※¹と強調されるように、中国の人工知能発展の基本戦略（「次世代人工知能発展中長期発展計画」）も「中国製造 2025」の発展ビジョンと密接にかみ合っている（図表 1）。

ChatGPT が 2022 年 11 月に公表されてから 1 年も経たないうちに、中国では早くも生成 AI の創発ブームが現れており※²、AI・テック企業を中心にプロダクト・サービスの開発が活発になってきて

図表 1 中国 AI 産業化と中国製造 2025 のビジョン

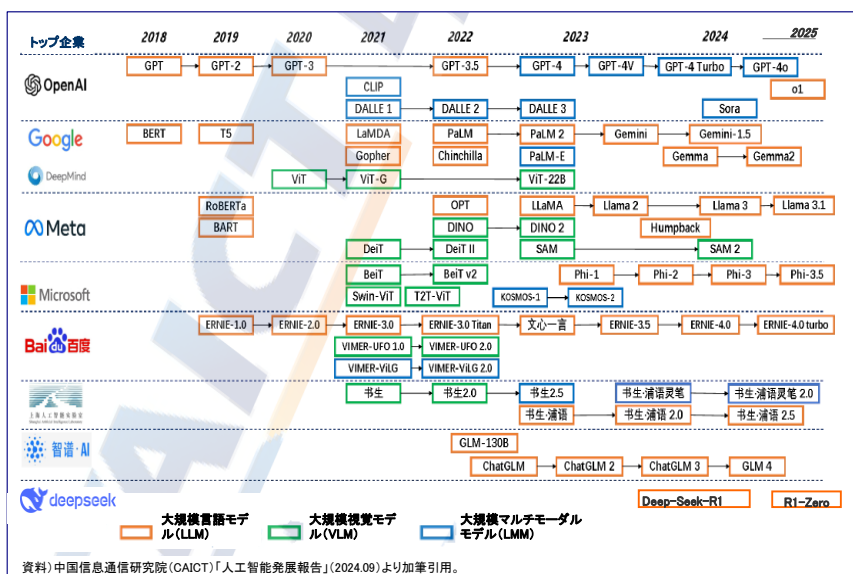


資料) 中国政府WEBサイト掲載「中国製造2025」及び「次世代人工知能中長期発展計画」より作成。

※¹ 大野浩『IoTで激変する日本型製造業ビジネスモデル』日刊工業新聞社、2016年12月。※² これに関して拙稿「中国における生成AIの創発ブームとAI産業の発展動向」『CHINA BUSINESS MONTHLY＜2023年09月号＞』を参照されたい。

いる。図表 2 のように、中国のトップ企業による生成 AI 大規模モデルの開発発表も欧米企業に緊密に追従しており、DeepSeek の出現もまぎれもなくイノベーション発展推進の一里塚を示すものである。これは、「中国製造 2025」と AI 産業発展戦略との共進による成果とも受け止められよう。

図表 2 主要企業による生成 AI 三大基本モデル製品の開発・発表状況



2. 2025 年にフォーカスした AI 産業育成促進策

図表 3 中国の人工知能発展促進関連政策の展開

No.	公布年月	公布機関	関連政策・計画の名称
1	2015年5月	国務院	「中国製造2025」の公布に関する通知
2	2015年7月	国務院	「インターネット+」アクション積極推進に関する意見
3	2015年10月	国家製造強国戦略建設諮問委員会	「中国製造2025」重点領域技術ロードマップ
4	2016年5月	発改委	ロボット産業発展計画(2016-2020年)
5	2016年5月	発改委、工信部	製造業昇級改造重大工程パッケージの実施に関する意見
6	2016年5月	発改委、科技部、工信部など	「インターネット+」人工知能3年行動実施案
7	2016年5月	国務院	製造業とインターネットの融合発展の深化に関する意見
8	2016年5月	国務院	国家创新驱动发展战略纲要
9	2016年7月	国務院	国家情報化発展戦略綱要
10	2016年8月	科技部	国家「13・5」科学技術創新計画(2016~2020年)
11	2016年8月	発改委、工信部	「中国製造2025」大プロジェクト
12	2016年12月	国務院	「13・5」国家情報化計画
13	2017年7月	国務院	次世代人工知能中長期発展計画
14	2017年12月	工信部	次世代人工知能発展促進に関する3年行動計画計画
15	2019年3月	中央深改改革委	人工知能と实体经济の深い融合発展の促進に関する指導意見
16	2020年7月	発改委など6部門	国家次世代人工知能標準体系建設指南
17	2020年9月	科技部	国家次世代人工知能創新発展試験区建設工作指南(改定版)
18	2021年3月	全人大	第14次5か年計画及び2035年遠景目標綱要
19	2021年5月	発改委など4部門	全国一体化ビッグデータセンター協調創新体系算力樞紐实施方案
20	2021年7月	工信部	新型データセンター発展3か年行動計画(2021~2023年)
21	2021年12月	網信弁	「十四五」国家情報化計画
22	2022年7月	科技部など6部門	シナリオ創出の加速と人工知能による高水準応用による質の高い経済発展に関する指導意見
23	2022年8月	科技部など7部門	次世代人工知能の応用シンの建設支援に関する通知
24	2023年7月	網信弁など7部門	生成型人工知能サービス管理暫定弁法
25	2024年6月	工信部、標準化委など4部門	国家人工知能産業標準化システム建設指南(2024版)

資料) 中国国政府WEBサイトより作成。注) 同表はその他の関連策や地方別の対応策を含まない。

図表 4 2023 年以降に公布された地域・都市の AI 産業促進策

No.	公布年月	省・市・県	計画名称
1	2023.1.19	江蘇省	集積回路産業の質の高い発展をより一層促進させる若干政策に関する通知
2	2023.2.23	南京市	南京市次世代人工知能産業の発展加速行動計画(2023~2025)
3	2023.5.25	北京市	2023年度「中央誘導地方」専門人工知能領域備蓄課題募集に関する通知
4	2023.5.30	北京市	北京市グローバルな影響力を持つ人工知能イノベーション策源地の建設加速実施案、北京市人工知能イノベーション発展促進の若干措置
5	2023.6.13	北京市	北京市ロボット産業イノベーション発展行動計画(2023~2025)
6	2023.5.31	深圳市	深圳市の人工知能の質の高い発展と高水準利用の加速促進の若干措置
7	2023.6.14	無錫市	無錫市人工知能産業イノベーション発展3年行動計画(2023~2025)
8	2023.7.3	四川省	新型工業化の高速発展推進と現代化産業体系の建設加速に関する決定
9	2023.7.24	重慶市	シナリオ主導による人工知能産業の質の高い発展行動計画(2023~2025年)
10	2023.7.27	杭州市	杭州市人民政府并公庁人工知能産業のイノベーション発展の実施意見
11	2023.8.13	寧夏自治区	自治区人民政府人工知能イノベーション発展促進政策措置
12	2023.9.16	福建省	福建省人工知能産業発展促進十カ条措置
13	2023.10.20	上海市	上海市人工知能大規模モデルイノベーション発展促進に関する若干措置(2023~2025年)
14	2023.11.14	安徽省	安徽省汎用人工知能イノベーション発展3年行動計画(2023~2025年)
15	2023.12.7	昆明市	昆明市人工知能産業発展加速に関する若干措置
16	2023.12.11	浙江省	浙江省人工知能産業発展加速に関する指導意見
17	2024.2.29	内蒙古自治区	内蒙古自治区汎用人工知能発展促進に関する若干措置
18	2024.5.8	河北省	河北省の計算力配置の更なる最適化と人工知能産業イノベーション発展促進に関する意見
19	2024.5.29	鄭州市	鄭州市人工知能イノベーション発展支援に関する若干の政策措置
20	2024.5.30	南京市	南京市人工知能イノベーション発展に関する若干政策措置
21	2024.6.3	陝西省	陝西省人工知能産業発展加速に関する実施案(2024~2026年)
22	2024.6.13	広東省	広東省汎用人工知能賦能千行百業に関する若干措置
23	2024.6.20	成都市	成都市人工知能産業の質の高い発展に関する3年行動計画(2024~2026年)
24	2024.7.31	北京市	北京市「人工知能+」推進行動計画(2024~2025年)
25	2024.12.9	山西省	山西省先端計算力と人工知能の融合発展の促進に関する若干措置
26	2025.3.3	深セン市	深圳市人工知能産業発展加速推進行動計画(2025~2026年)

資料) 各地域・市政府公式サイト及び各種報道より作成。ただし、同表はすべての関連政策を含むものではない。

中国の AI 産業の促進政策は、「中国製造 2025」が公表された 1 年後に「インターネット+」人工知能 3 年行動実施案（図表 3 の No.6）から展開され始めている。翌年には「次世代人工知能中長期発展計画」（図表 3 の No.13）が公布された。その前後に「中国製造 2025」に関連するスマート製造関連の政策が多数打ち出され、AI 産業の育成と製造業の高度化を目指すデジタルイノベーションとの共進が図られた。また、中央政府と並んで地方政府も AI 産業の育成・促進政策を多数公布・施行してきた。地域レベルの諸政策は中央の関連政策を踏まえたものとして制定・実施されているだけでなく、地域間の新産

業競争も強く意識されたものとしても考えられよう。特に、生成 AI 技術の確立ができた 2023 年以降、地域・都市版の AI 産業発展促進政策が続出しており、一種の人工知能産業ブームとなっている。

3. 生成 AI の開発応用に伴う中国生成 AI 市場の拡大と需要推進の動向

中国における生成 AI 大規模モデルの分類とモデルの主要製品事例は図表 5 の通りである。これまで 5 回にわたる審査ですでに 66 製品がパスして登録されている（図表 6）。

多くの地域が生成 AI の発展促進策を公布・実施したにも関わらず、モデルの開発推進が必ずしも均衡に進んで

いないのが実態である。図表 7 のように、生成 AI 大規模モデルの登録数から見ても開発人材と資金源に恵まれる首都北京が

リード役を果たしており、その次に上海市が追随している。第 3 位から第 5 位は広東省と浙江省および江蘇省が占めている。この上位 5 地域の大規模モデルの開発件数（259 件）が、全国合計（309 件）の約 84 %を占めるまでになっている。その意味で中国の生成 AI の開発成果が極めて特大都市、経済先進地域に集中している形になっていると言える。

図表 5 中国における生成 AI 大規模モデルの分類と製品性

類別	AI大規模モデルの機能区分	主な開発製品例
AI汎用大規模モデル	テキスト生成、言語理解、知識質問応答、論理的思考力、数学的能力、コーディング能力、マルチモーダル機能など	・科大訊飛：訊飛星火認知大規模モデル ・百度公司：文心一言大規模モデル、 ・Alibaba：通義千問大規模モデル
業界用大規模モデル	【財務】文書処理、知識質問応答、内部コンテンツ生成と意思決定支援。【医療】医療画像生成、知識質問応答、意思決定支援。【政務】政策検索、知識に関する質問と回答、意思決定支援。【電子商取引】ビジネス分析、製品プロモーション、製品販売。【メディア】音声文字起こし、ニュース執筆、ビデオ編集。	・密度：文修大規模モデル ・容聯雲：赤兔大規模モデル ・用友：YonGPT大規模モデル ・人民網：「写易」スマート創作エンジン
端末用大規模モデル	物体認識、言語理解	蔚来：NOMI GPT
クラウド・端末両用大規模モデル	セマンティック検索、知識質問応答、テキスト作成、画像生成、インテリジェントなインタラクションなど。	vivo：藍心大規模モデル

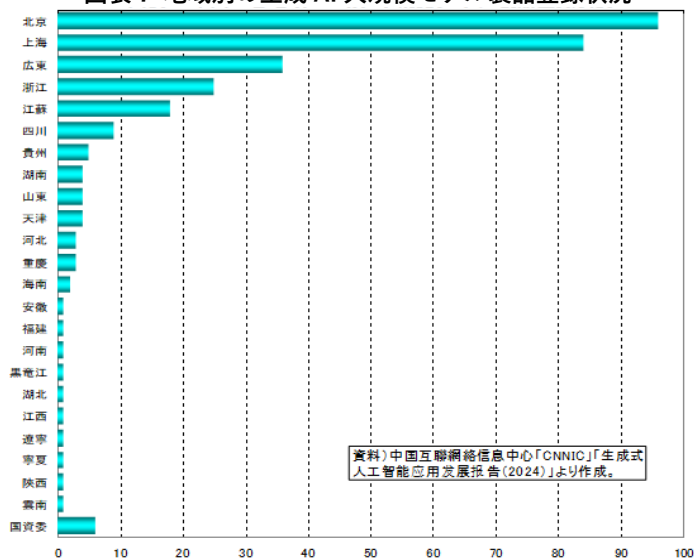
資料：人民網研究院「人民網財經研究院、室頂科技聯合發布《開啓智能新時代：2024年中國AI大模型產業發展報告》より作成。

図表 6 「人工知能サービス管理暫定措置」を通過した中国企業開発の生成 AI 製品（66 件）

第1回の審査登録を通過した企業と製品モデル名称(13件)				第2回の審査登録を通過した企業と製品モデル名称(11件)			
社名	製品名	社名	製品名	社名	製品名	社名	製品名
バイドウ	文心一言	科大訊飛	星火LLM	美团	(未公表)	面壁智能	Luca/LLM
アリババ	通義LLM	智譜AI	GLM/LLM	アリグループ	百靈LLM	網易有道	子曰LLM
テンセント	混元LLM	百川智能	百川LLM	知乎	知海園AI	好未来	九章LLM
バイトダンス	雲雀LLM	センスタイム	日日新LLM	出門問問	序列猴子	金山升公	WPS AI
ファイウェイ	盤古LLM	MiniMax	ABAB/LLM	崑崙万維	天工LLM	360	奇元LLM
中国科学会	紫東太初	上海人工智能実験室	書生通用LLM	月之暗面	MoonShot	—	—
360	智腦LLM	ファイウェイ	智慧助手(小雲)	—	—	—	—
第3回及び第4回の審査登録を通過した企業と製品モデル名称(23件)				第5回の審査登録を通過した企業と製品モデル名称(19件)			
社名	製品名	社名	製品名	社名	製品名	社名	製品名
潤舟科技	孟子GPT	零一万物	零一万物LLM	中電信AI科技	星辰LLM	同方知網	中華知識LLM
京東	言犀LLM	識因智能	一葉輕舟LLM	小米	小米LLM	比特易湃	藍圖LLM
バイトダンス	福祿瓜LLM	新壹科技	新壹視頻LLM	快手	可圖LLM	獵戶星空	獵戶星空LLM
快手	快意LLM	創思遠達	魔方LLM	愛奇藝	奇智LLM	麒麟合盛	APUS/LLM
紅棉小冰科技	小冰LLM	步刻科技	微步情報智腦	騰訊雲計算	行業LLM	深度求索	DeepseekChat
聆心智能	CharacterGLM	BOSS直聘	南北閣閣LLM	高德軟件	千尋LLM	海爾優家	HomeGPT
雲知声	山海LLM	智联招聘	“AI改簡歷”	思謀智能科技	思想天璽LLM	力拓飛遠	心元LLM
深言科技	語鯨LLM	脉脉	“智能問答”	華策影視	有鳳LLM	元石科技	元石LLM
中科聞歌	雅意LLM	小米	“小愛同學”	猿力科技	看雲LLM	右腦科技	Vega大LLM
第四範式	式說LLM	什麼值得買	AI問答機器人	中文在線	中文道運LLM	—	—
衛遠科技	品商LLM	掌閱科技	“閱愛卿”	—	—	—	—
衛遠科技	華小仙LLM	—	—	—	—	—	—

資料）前瞻産業研究院ほか「2024年中國AI大模型場景探索及産業應用調研報告—大模型“引爆”行業新一轮變革」より作成。

図表 7 地域別の生成 AI 大規模モデル製品登録状況



その中で「国資委」（国有企業管理委員会）による開発件数が6件と比較的多く挙げられている点も目に留まる。立地は不明だが、中央直属の国有企業または研究機関による開発分であることは間違いなく、属地をいうと、やはり北京に多く立地していることであろう。中国の生成AI大規模モデルの開発主体を見ると、企業

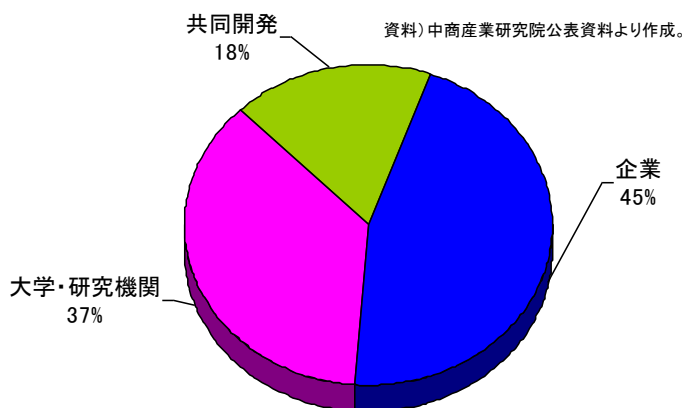
によるものが最も多く、45%ほど占めている。大学・研究機関によるものも4割弱（37%）で、2割弱（18%）が共同・提携によるものである（図表8）。このように、多くの資金の投入と人材の動員が求められる生成AI大規模モデルの開発は、試行錯誤の連続を伴うもので、成功そのものがイノベーション発展の成果だと認められる。

様々な企業や大学・研究機関がこぞって生成AI大規模モデルの開発に取り組んでいるのは中国における同産業の市場規模の拡大が背景にあることは言うまでもない。図表9に見るように、生成AI大規模モデルの技術が出現された直後の2023年から生成AI市場が急拡大し、2024年に300億元台に迫ってきており、2025年には500億元台に近づく見込みである。そ

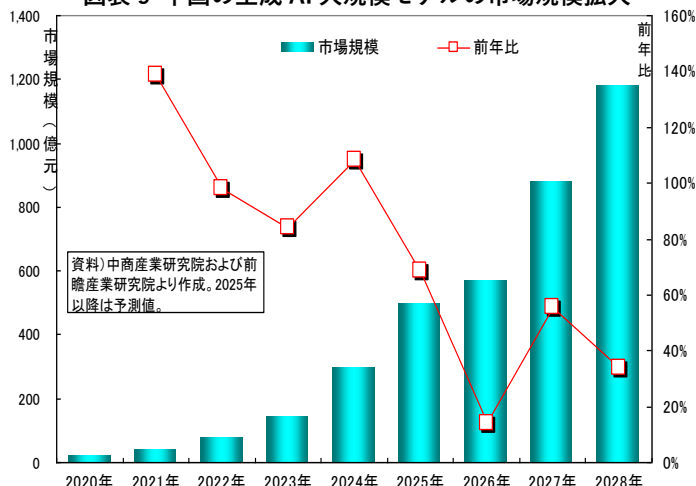
して、2028年には1,200億元の大打に達すると予測されている。

図表10に見るように、生成AI大規模モデルがすでに一つ新しい産業システムを形成しており、その開発供給が産業チェーン・サプライチェーンとして機能するようになっている。中でも応用層における広範な分野（社会・産業など）が今後重要な役割を果たすであろう。これまで中国における人工知能産業の発展が力強く取り組まれてきたことで、多

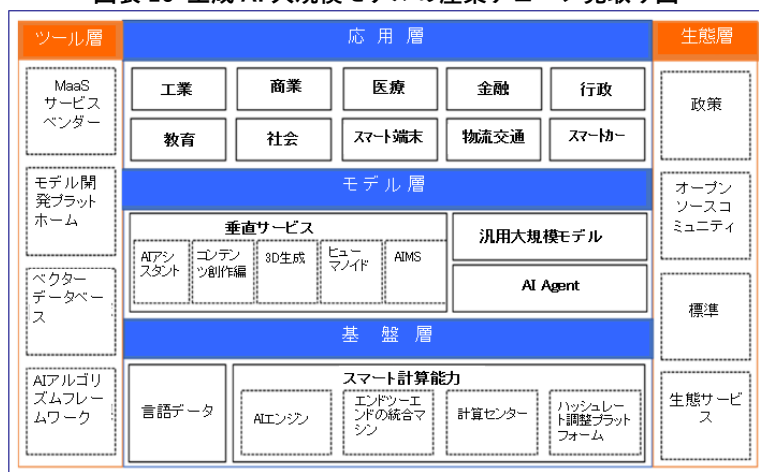
図表8 中国の生成AI大規模モデルの開発主体



図表9 中国の生成AI大規模モデルの市場規模拡大



図表10 生成AI大規模モデルの産業チェーン見取り図



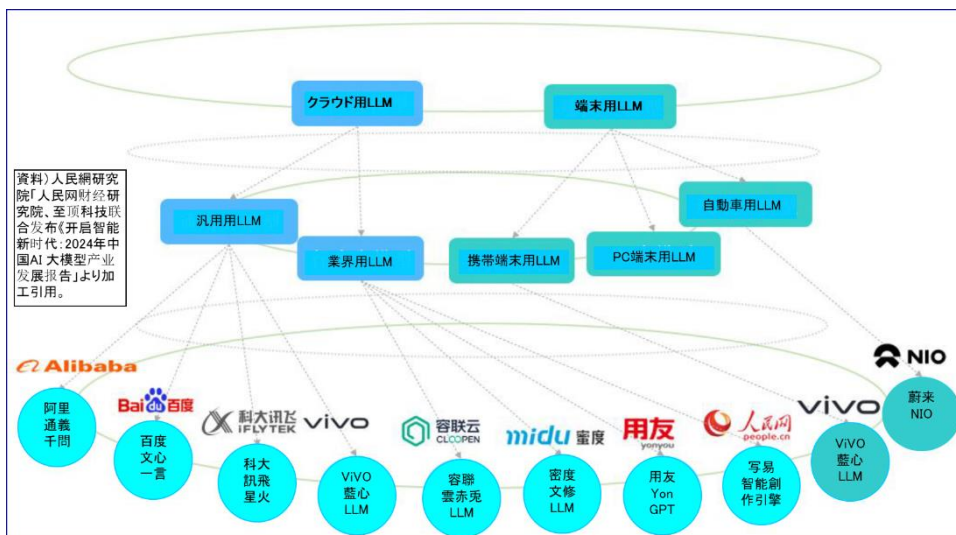
資料) 常永波/姚亦非/陳俊瑛(中国信息通信研究院华东分院, 2024年3月29日)「大模型驱动下的产业应用生态:内涵、演进与挑战」

数の有力 AI 企業が育っており、生成 AI 大規模モデルの応用推進においても有利な展開が見られている。

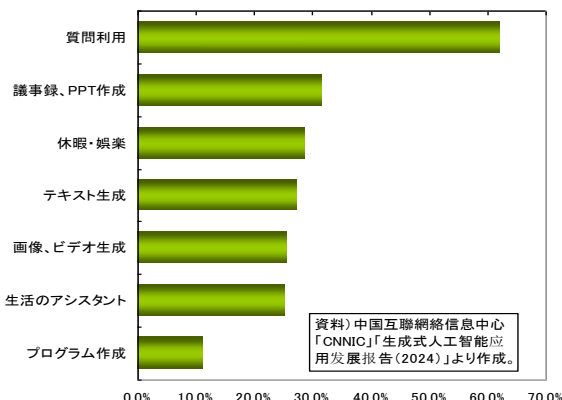
図表 11 は人民網研究院による中国の生成 AI 大規模モデルの供給構図を示している。クラウド用 LLM と

IT 端 末 用 LLM に二大分類される。これらはさらに大規模モデルの中で汎用、業界用、携帯端末用、PC 端末用、自動車用などに細分され、それぞれのメイン企業が供給対応を担っている。

図表 11 2 種類に大別される中国の生成 AI 大型モデルの主要製品企業分布



図表 12 アンケート調査にみる生成 AI 利用目的

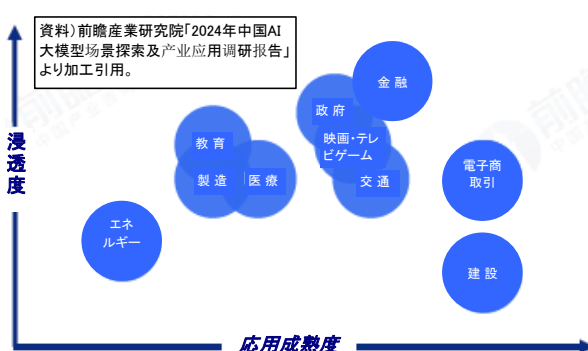


LLM の迅速な開発推進により、中国社会における導入と利用が大きく進んできた。中国インターネット情報センター (CNNIC) の最新レポートによるアンケート調査では、中国における生成 AI の利用目的が最も多いのはやはり「質問利用」(全体の 60%以上)である。その次が議事録・PPT 作成、続いて休暇・娯楽、テキスト生成、映像・ビデオ生成などである。プログラム作成の利用はまだ 10%程度で今後の技術進歩と製品機能の向上により、こうした次元の高い分野での応用拡大が期待できよう。

中国における人工知能の利活用は、産業と社会両面における DX 化と GX 化と共にかなり進んでおり、生成 AI の利活用も同様に世界を先行する水準にあると見られている。昨年 1 月発表の IBM による「2023 年グローバル AI 利用指数」(IBM Global AI Adoption Index 2023) レポート)においても中国の AI 利用水準が比較的高いとされている。

図表 13 の基づく最新の研究レポートによると、2023 年時点で、中国では金融、

図表 13 中国の生成 AI の分野別利用浸透水準 (2023 年)



政府、映画・テレビ・ゲーム、教育の4つの業界で大規模モデルの普及率が最も高く、50%を超えている。また、電子商取引（EC）、建設分野における応用成熟度は比較的高くなっている。今後様々な端末系生成 AI 大規模モデルの開発推進により広範な応用拡大が期待できるであろう。その意味で、今年1月の DeepSeek による生成 AI 新規モデルの利用公開はイノベーションの成果として広く利用されはじめ、中国各分野における AI 利用の拡大に大きな役割を果たしている。

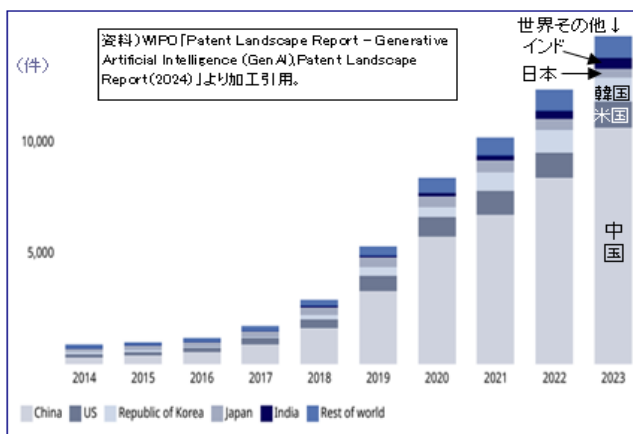
4. 生成 AI イノベーションの発展と今後の課題展望

冒頭でも触れたように、中国における製造業の高度化・知能化を目指す「中国製造 2025」はイノベーションの推進を第一主義に掲げており、ここ10年でデジタルイノベーションを主体に大きく進展した。そうした基盤や基礎づくりがあったからこそ生成 AI 大規模モデルに関するイノベーションの成果が大きく、国際比較においても非常に大きなプレゼンスを占めている。以下は主に世界知的所有権組織（WIPO）の専門調査による報告で中国の生成 AI 分野におけるイノベーションの成果を概観しよう。

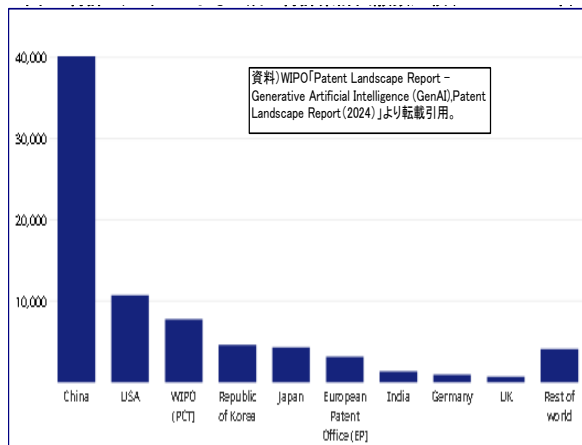
まず、図表14の特許ファミリーによる生成 AI 発明特許出願件数では、中国はここ10年、圧倒的にトップの件数を占めており、2、3位の韓国やアメリカを大きく引き離していることが見て取れる。次に特許ファミリーによる生成 AI 関連特許の累計出願件数を見ても中国がトップの存在であり、2位以降のアメリカなどと大差をつけている（図表15）。

図表16は世界トップ20の生成 AI 関連特許の保有件数の比較図であるが、中国勢が多数ランクインしただけでなく、トップ3社（テ

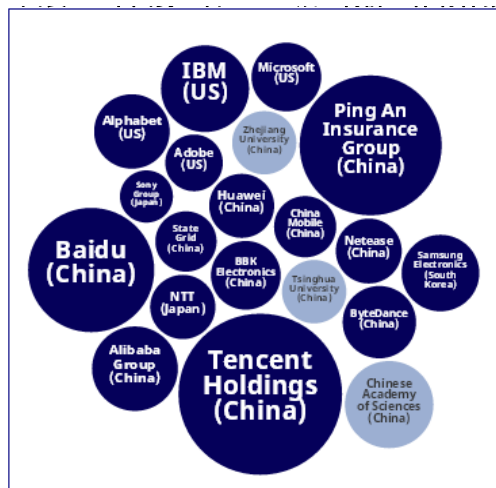
図表14 特許ファミリーによる生成 AI 発明特許出願数推移



図表15 生成 AI 特許累計出願数(2014-2023 年)



図表16 中国勢が目立つ生成 AI 特許の保有件数比較



ンセント、バイドゥ、平安保険）がいずれも中国勢であり、また非企業でランクインした3主体がいずれも中国の研究機関及び大学（中国科学院、清華大学、浙江大学）であることも特筆されている。

図表 17 は世界上位 10 の生成 AI 特許の保有件数の比較であるが、このうち中国勢が 6 つランクインしており、また最上位の 4 つとも中国勢が占めていることが読み取れる。

むろん特許だけでなく、研究論文の発表や被引用数も重要なイノベーション成果指標となる。それを見ても中国はアメリカと比肩できる発展水準にあり、3 位以降の 7 か国を大きく引き離している状況である（図表 18）。

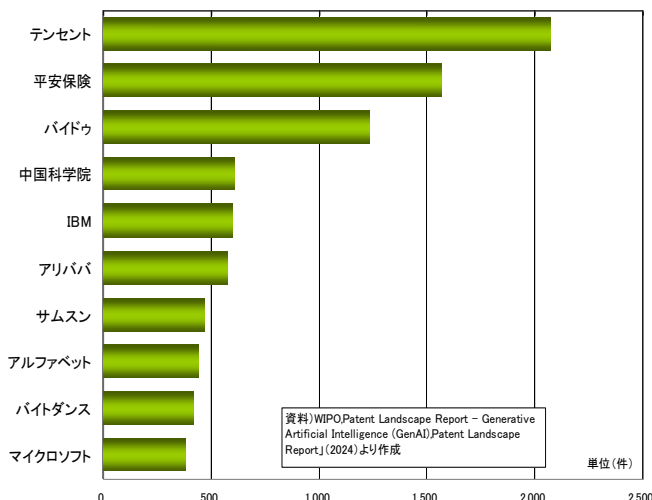
WIPO のレポートではこのほかにも中国企業のイノベーション成果を世界との比較で詳細に報じている。それを通じて、今後中国内外における特許活用による生成 AI 関連の製品開発と利用促進が大いに期待できることも言えるであろう。

これまでの発展は、第 1 段階（技術の進歩が産業規模の上限を決定する）であると、中国の著名シンクタンク前瞻産業研究院のレポートで指摘している。というのも、技術進歩は定量化できないが、研究と分析に基づく将来予測分析である生産関数理論では、産業の技術進歩と単位要素の組み合わせが図表 19 の成長曲線を描くと想定される。

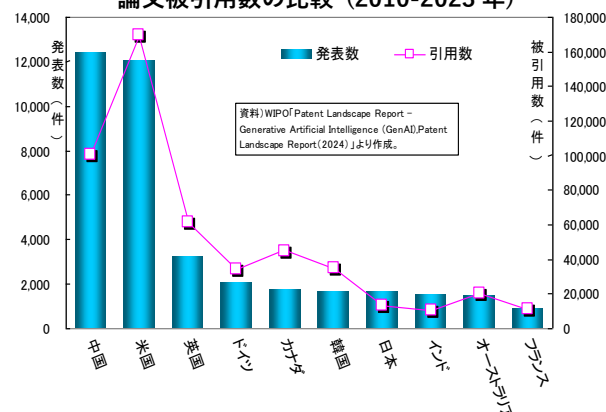
現在の AI 大型モデル業界は技術の進歩によって単位要素生産効率が継続的に向上している。したがって、近い将来でも、技術進歩の動向は依然として AI 大規模モデル産業の規模の上限を決定する要因となる^{※3}。

また、現在は生成 AI 大規模モデルの開発

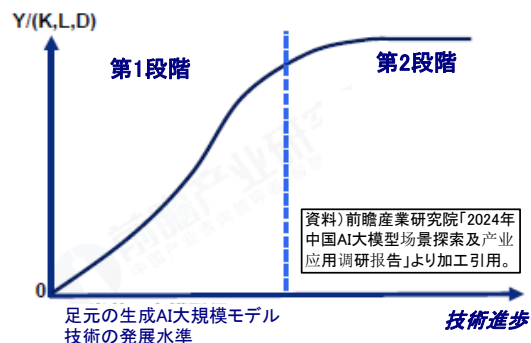
図表 17 世界上位 10 企業の生成 AI 特許保有件数(2014-2023 年)



図表 18 世界上位 10 国の生成 AI 科学論文の発表数と論文被引用数の比較 (2010-2023 年)



図表 19 生成 AI 大規模モデル産業の発展軌跡



※3 なお、現在は第 1 段階の後半部分にあるとされるが、技術の進歩は生産要素の効率性の向上には限界があり、産業の規模は他の生産要素への投資量によって決まるので産業発展はいずれ第 2 段階に立ち入ることになる。

研究に伴う技術の発展は図表 20 に示されている縦の点線の時点にあるとされている。

ChatGPT や DeepSeek の技術成果が示すように、ディープラーニングによる機械学習にはまだ大きな潜在能力が見込まれている。今後の生成 AI の発展趨勢として大規模モデルを経てその軽量化が図られる技術開発と機能進化

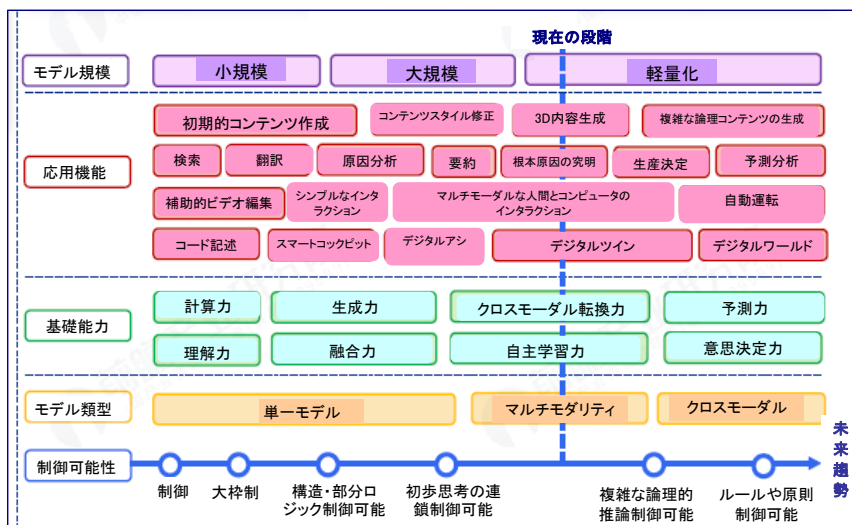
(予測モデルや意思決定モデルなど) が期待され、それに伴う利用の拡大と市場成長も望まれるであろう。したがって中国 AI 産業の発展を楽観視する見方が主流であり、それによる中国の産業力と国力の増強が大きく期待されているのも実態である。

むろん、課題や挑戦が横たわっているのも事実である。例えば、目下のビッグデータの質の向上の必要性や AI 人材の育成促進、AI 半導体チップの確保に加え、アメリカとの技術摩擦と競合激化の対応などが挙げられる。また、これ以上に重要かつ切迫している課題は、逸早く成長してきた AI 産業に対する適度の管理監督と AI 利用における必要不可欠な法整備の強化であろう。

これまで中国政府は主に AI 産業の発展促進に舵を切っていたが、ここに来て AI 産業、特に生成 AI の開発利用に関する管理監督の政策法令や手引・標準も数多く公布・施行した(図表 21)

※4。今後も生成 AI を主とする

図表 20 生成 AI 大規模モデル技術の発展趨勢 (予測、意思決定、人型頭脳モデル)



資料) 前掲産業研究院「2024 年中国 AI 大規模モデル技術発展趨勢及産業応用調査報告」より加工引用。

図表 21 中国の近年における人工知能監督管理政策・規則の策定

No.	公布年月	政策・法令の名称	作成・公布機関
1	2019 年 6 月 17 日	次世代人工知能ガバナンス原則: 責任ある人工知能の発展	国家次世代人工知能治理専門委員会
2	2020 年 7 月 27 日	国家次世代人工知能標準体系建設指南	国家標準管理委員会など 5 部門
3	2021 年 12 月 31 日	インターネット情報サービスアルゴリズムなどの管理規定	網信弁など 4 部門
4	2021 年 9 月 25 日	次世代人工知能倫理規範	国家次世代人工知能治理専門委員会
5	2021 年 9 月 17 日	インターネット情報サービスとアルゴリズムガバナンスの強化に関する指導意見	網信弁など 9 部門
6	2022 年 3 月 20 日	科学技術における倫理的ガバナンスの強化に関する意見	党中央・國務院
7	2022 年 11 月 25 日	インターネット情報サービス深度合成管理規定	国家網信弁、工信部、公安部
8	2023 年 5 月 23 日公布、同年 12 月 1 日施行	GB/T 42755-2023 人工知能による機械学習向けデータマーキング規程	国家情報安全標準化技術委員会
9	2023 年 7 月 10 日 (23 年 8 月 15 日施行)	生成型人工知能サービス管理暫定弁法	国家網信弁など 7 部門
10	2023 年 11 月 21 日	コネクテッドカーの参入許可と路上通行試行業務の展開に関する通知	工業情報化部
11	2024 年 1 月 15 日	コネクテッドカーの「車路クラウド一体化」応用試行業務の展開に関する通知	工業情報化部
12	2024 年 2 月 2 日	脳コンピューターインターフェース研究倫理ガイドライン	科技部
13	2024 年 3 月 15 日	GB/T 43782-2024 人工知能 機械学習システムの技術要件	国家標準化管理委員会
14	2024 年 6 月 5 日	国家人工知能産業総合標準化体系構築ガイドライン (2024 年版) の印刷・公布に関する通知	国家標準化管理委員会
15	2024 年 6 月 25 日	「人工知能大規模モデル訓練データ処理フロー及び品質評価モデル」など業界標準計画 12 項目の意見募集稿	工業情報化部
16	2024 年 7 月 1 日	工業情報化部人工知能標準化技術委員会の設立準備案の公示	工業情報化部
17	2024 年 8 月 1 日	コネクテッドカーの参入、リコール及びソフトウェアのオンラインアップグレード管理の更なる強化に関する通知意見募集稿	工業情報化部
18	2024 年 9 月 9 日	人工知能安全管理枠組 (1.0 版)	全国網絡安全標準化技術委員会

資料) 中国政府公式サイト及び各種報道より作成。ただし、同表はすべての関連政策を包含するものではない。

※4 これに関して、日本では専門弁護士による綿密な調査レポートが内閣府の WEB サイトに掲載されており、参照されたい (https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_kenkyu/2kai/shiryoku5.pdf)。

る新産業の急速な発展と他の産業への融合拡大により、AI の利活用に関する監督管理や社会倫理にかかわる教育指導などの体制整備と法律の充実がこれまで以上に強く求められている。イノベーションの促進と AI に対する管理監督の強化の間にも政策のさじ加減が必要である。また、それは単なる中国内における「政府と市場」の対応問題にとどまらず、AI の国際標準の制定や独禁法に絡む国際的な紛争対応も今後増えてくると見られている。これまでにない未曾有の事象や状況の対応も考えられ、新産業としての中国 AI 産業の発展には多くの困難や課題を乗り越えていかなければならないであろう。

以上

Writer's Profile



みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕（しょう えいゆう） Ph. D.

【学歴】

1995 年 京都大学経済学研究科修士課程修了（経済学修士）

2001 年 東京大学総合文化研究科博士課程単位修得後退学

2007 年 東京大学博士（学術）学位取得

【職歴】

2002 年 みずほコーポレート銀行中国営業推進部戦略情報 チーム研究員

2008 年 みずほ銀行中国営業推進部中国戦略情報チーム 研究員（調査役）

2020 年 みずほ銀行中国営業推進部 特別研究員

【主な著書及び雑誌論文】

『中国の都市化と工業化に関する研究：資源環境制約下の歴史的・空間的展開』多賀出版（2012 年）、
「国際金融危機下における中国金融政策の展開」『東アジアと地域経済 2009』福井県立大学編、京都大学出版会（2009 年）、
「中国工業化戦略の転換の背景と展望：資源・環境制約下の成長と限界」『経済統計研究』【第 35 巻 III 号】経済産業統計協会（2007 年 12 月）、
「中国環境産業の発展現状と中外環境協力拡大への展望」『世界経済評論』世界経済研究協会（2007 年 8 月）、
「ポストコロナにおける中国フィンテック政策の強化と展望」『日中経済ジャーナル』日中経済協会（2021 年 1 月）、
「中国イノベーション戦略強化の成果概観と将来展望」『国際金融』外国為替研究会（2019 年 11 月）、
「デジタル人民元の開発動向と将来展望：デジタルイノベーションの発展推進と国内外向けのシステム構築」『国際金融』外国為替研究会（2021 年 3 月）。
2010 年以來『MIZUHO CHINA MONTHLY』の掲載記事（産業・地域政策）の主要執筆者を担当。2022 年以來『CHINA BUSINESS MONTHLY』の執筆者を務め、現在に至る。

主な執筆テーマは中国のカーボンニュートラル政策、戦略的新興産業政策、デジタル経済、金融経済及び環境経済政策など。

✉ : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

特集

「杭州六小龍」が生まれた理由

アジア通信社（亜洲通訊社）

代表取締役社長 徐静波

はじめに

2月17日、習近平国家主席が司会を務めた民間企業の創業者との座談会で、2人の若手に注目が集まった。ロボットを手掛けるユニツリー（宇樹科技）を立ち上げた1990年生まれで34歳の王興興氏と、AI言語モデルのDeepSeek（深度求索）を立ち上げた1985年生まれで39歳の梁文鋒氏である。若手実業家における中国の代表格であり、2社とも新興産業の見本となっている。面白いことに2社とも、アリババのおひざ元である浙江省杭州市で誕生している。

杭州にはこれら2社のほか、いずれも最近若手が立ち上げた「テクノロジーの新星」であるゲームサイエンス（游戲科学）、ブレインコ（強脳科技）、メニーコア（群核科技）、ディープロボティクス（雲深处科技）の4社が存在する。これらを合わせた6社に対し、ネットでは「杭州六小龍」と称され、「神秘のオリエンタルパワー」と見ている。

中国は春節を迎える中、人型ロボットが旧正月前夜の特別番組で登場したり、大規模言語モデル（LLM）が世界的な注目を集めたりするなど、新製品が続々と出現して「杭州六小龍」の名が中国全体に広まっていった。

「杭州六小龍」の登場について様々な考えや議論が湧いた上、「なぜ杭州で、世界で戦えるユニコーン企業が6社も生まれたのか。大手が群雄割拠するハイテクノロジーの世界で抜け出す存在になれたのはなぜか」との声も上がった。

DeepSeekは名を馳せながらも引き続き静かな状態で、建物の外にもホールにも会社のロゴが見当たらない。同じ建物内で別の会社に勤務する社員でも、その存在に気づかない人もいる。

市場シェアが世界の60%を占めるロボット会社のユニツリーは、春節前のCCTV特別番組で、16台の人型ロボットがハンカチを手に田植え踊りを披露したことで注目を浴びた。ただ会社自体は古いサイエンスパークに位置し、誰かに聞かないと所在地が分かりにくい。

BMI（ブレイン・マシン・インターフェース）業界のリーダーである杭州AIタウンにひっそり存在している「ブレインコ」は、ペンを持って紙に自由にしっかりした字が書けるロボットハンドを開発した。また、力強く歩くことができる義足も開発しており、ズボンを

たくし上げなければ健常者と見まがえてしまうほどである。

ブレインコは 2015 年にアメリカで設立され、2018 年に杭州に移転した。創業から 10 年で、BMI の世界では全世界の融資額や研究開発費用がマスク氏の Neuralink と並ぶ存在になっている。

また「メニーコア」は、インテリアデザインから手掛け始めたスマート設計の実行者である。現在は、3D でやり取り可能な室内場面を識別する膨大なライブラリーを形成し、ロボットなどにバーチャル空間における学習内容を提供している。

ゲームサイエンスは 2014 年設立で、中国の神話を背景にしたアクション RPG「黒神話：悟空」や、三国時代を背景にヒーローや歴史上の出来事を再現したゲーム「百将行」などを生み出した。中国初の 3A ゲームとなった「黒神話：悟空」は杭州市西湖區の象山芸術公社で誕生し、半年間で 11 億ドル以上の売上高を記録した。

ディープロボティクスは、足つきロボットを開発するイノベーション型企業として 2017 年に設立された。運動能力や環境適応性など様々な項目で世界の先端に行く、中国初となる産業級の 4 足歩行ロボットを開発し、単独で変電所のパトロールをさせている。

「六小た理由龍」が、杭州で誕生しは何か。

著名な投資家の鄭華良氏は、「ほぼ偶然だろうが、必然性も存在している」と言い、杭州市について以下三つの特長を挙げた。

(1) 将来を見据えた企業誘致をし、大規模な財政支援をしている。

メニーコアを立ち上げた黄曉煌氏はアメリカの大学院に在学中、浙江省の関係者が視察に訪れた際、帰国して起業するよう勧められた。黄氏は浙江大学卒であることから、杭州市上城区から 150 万元の支援金が支給された。このような取り組みにより多くの人材が集まり、イノベーション企業の成長を支えている。

黄氏は、「杭州市は大手企業ばかりをかき集めるようなことはせず、中小零細企業に対しても十分な成長の場を提供している。サポート体制も整っており、特に人材に対しては着実にぬかりなく十分な支援金を提供している」と述べている。

(2) 「要望があれば応え、なければ追わない」というビジネス環境。

外国からやってきたブレインコの創業メンバーは当初、政府部門との付き合いに馴染めるか心配していた。創業者である何熙昱錦氏は、「杭州に来てみて、区の関係者との付き合いはとても楽だと分かった。『要望があれば応え、なければ追わない』といった姿勢のおかげで、技術品の開発に専念できる」と話している。

(3) イノベーションや創業の土壌が十分。

「杭州はイノベーションや創業の土壌が十分に整っている。夜の 8 時 9 時、あるいはそ

れ以降も中小企業の多くは灯りがともっている一方、時間になればさっさと退勤し、ほとんどだれも残業せず、会社を興そうという土壌が薄い地域もある」と鄭氏は言う。

鄭氏は杭州を複合都市と見ており、アリババやネットイースなどデジタル経済のリーディングカンパニーもあれば、ハイクビジョンなど製造業の柱となる企業も存在し、ハードとソフトが結びついて入り混じる場が生まれていると言う。

「杭州六小龍」のうち、DeepSeek、ディープロボティクス、メニーコアの創業者は、中国の大学で起業率が最も高く、杭州に本キャンパスがある浙江大学の出身者である。

ただし、政府の支援だけでは不十分である。「六小龍」が成功したもう一つの秘訣は、社内に存在する。

大手企業が乱立し激しい競争を演じている AI の分野で「六小龍」が先頭集団を形成している大きな理由は、孤独に耐え抜いて十年一日のごとく製品を磨いていったからである。

ユニツリーの王氏は 2009 年、大学 1 年の冬休みに、小型の 2 本足ロボットを製造したが、思うような歩行ができなかった。1 年の後期になっても 2 年生になっても、おぼつかない歩きや簡単な動作しかできなかった。

「王氏は在学中から四六時中ロボットのことを考えていた。ロボット研究は当時、マイナーな部類で無名の状態であったが、精神を集中させてマシンや技術を磨いた。このような『日陰』に耐えぬく起業家精神こそ、一番評価されるものだ」と鄭氏は言う。

「孤独に耐える」、これこそが「杭州六小龍」の共通点のようである。DeepSeek は世界から注目される中、「研究や成長に専念する」として、取材をすべて断っている。

また、DeepSeek の創業者である梁文鋒氏は、『『破壊者』になりたい、と思ったことはなく、単なる偶然だ』と言う。「われわれの目標は利益を急ぐことではなく、技術を先端へ進歩させてこの分野を根本から成長させることだ」と語る。

ブレインコの創業者である何熙氏は、このところ非常に忙しく、1 日に電話を 100 回以上受けることもある。「だれもが BMI を知るようになるのはまだ先のことだが、技術を手掛ける以上、せっかちは禁物だ。BMI は 10 年前にはだれも知らなかった。一人ぼっちでも前進していける理由は、人間は技術で大きく変えられると信じているからだ」と言う。

何熙氏は BMI について、底辺の基礎技術として捉え、どの世界でも力になれるものと見ている。今はまだ熱帯雨林に数本の木が生えている程度だが、将来はその木が何万本と育っていくという。

ブレインコは、BMI を活用することで、今後 10 年間で身体障がい者 100 万人が普通に暮らせるように、と願っている。これが「小さな分野におけるわれわれの願いだ」という。

おわりに

杭州は南宋時代の都である。800 年以上も前に郊外にある径山のお茶の木が日本に伝わり、「宇治茶」や茶道を生み出していった。今や技術の都として、若者たちの起業への情熱や世界をリードする成果があり、日本も注目する価値がある。

(出所) 中国経済新聞 2025 年 2 月 25 日(第 364 号)

以上

Writer's Profile



アジア通信社（亜洲通訊社）代表取締役社長 徐静波

中国浙江省生まれ。

1992 年来日、東海大学大学院に留学。

2000 年、アジア通信社を設立。翌年「中国経済新聞」を創刊。

2009 年、中国語ニュースサイト「日本新聞網」を創刊。1997 年から連続 25 年間、中国共産党全国大会、全人代を取材。胡錦濤、温家宝、中曽根康弘など要人取材。2020 年、日本政府から感謝状を贈られた。日本記者クラブ会員。

【講演歴】

経団連、日本商工会議所など

【著 書】

「株式会社中華人民共和国」（PHP）、「2023 年の中国」、「日本人の活法」など。

【訳 書】

「一勝九敗」（柳井正氏著）など多数。

✉： xujingbo922@vip.163.com

☎： 03-5413-7010

特集

急速に成長中の世界の新しいシリコンバレー：杭州

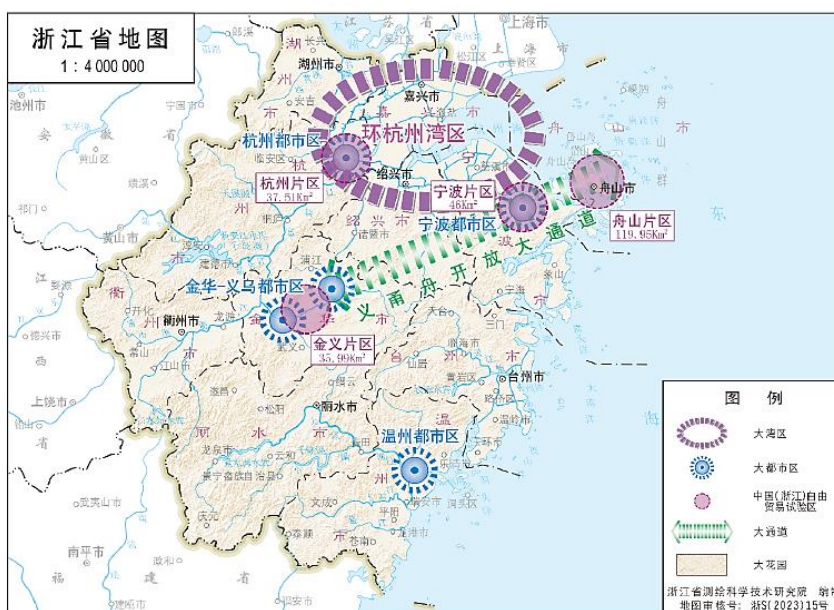
浙江省駐日本(北東アジア)商務代表処

はじめに

真に偉大な都市とは、壮麗な建築物があるだけでなく、新しい技術や製品を生み出し、社会の進歩を促進する原点でもあるべきです。

杭州は、急速に成長中の世界の新しいシリコンバレーとして注目されています。中国浙江省の省都であり、長江デルタの南側、杭州湾の西端、京杭大運河の南端に位置する重要な中心都市であり、中国東南部の交通の要所です。

「江南を思えば一番に思い出すのは杭州」と言われるこの地は、かつてマルコ・ポーロが「世界で最も美しく豪華な天城」と絶賛し、8000年の歴史を誇ります。現在もお、ここで育まれた「杭州六小龍」は、世界中の注目を集めています。2024年の世界都市名簿では、杭州は世界第65位にランクインし、1,260万人以上の住民、200万以上の企業を有し、浙江省の16%の土地面積で、浙江省全体の約25%のGDP、約50%の外資利用、約60%のデジタル経済の付加価値を生み出しています。



1. 杭州：中国のデジタル経済革新の中心

中国の国家レベルの都市発展戦略において、杭州は全国のデジタル経済革新の中心として重要な位置を占めており、「五大産業エコサークル+五大未来産業+五大生産性サービス業」を支える現代化された産業体系を加速させています。

(1) 五大産業エコサークル

- 産業：スマート IoT、生物医薬、ハイテク装備、新素材、グリーンエネルギーの五大産業
- 現状：全国的に認定された製造業の単項チャンピオン企業が 42 社、専精特新の「小巨人」企業が 157 社あり、両方とも全国 5 位です。代表的な企業として、海康威視、大華、新华三、网易、零跑などがあります。2024 年には総収益が 1.9 兆人民元に達し、2025 年末までには、スマート IoT とハイテク装備産業の規模がそれぞれ 1 兆人民元を超え、新素材とグリーンエネルギー産業の規模がそれぞれ 3000 億元を超えることを目指しています。また、2030 年末までには、生物医薬と健康産業の規模が 1 兆人民元を超える予定です。

(2) 五大未来産業

- 産業：汎用人工知能、低空経済、人形ロボット、脳機能インターフェース、合成生物学の五大産業
- 施策：「四つの一」産業育成メカニズム（1 つの産業サポート、1 つの発展計画、1 つの行動シナリオ、1 つの支援政策）を導入しました。全国的な人工知能産業の発展高地、コンピューティングコストの低い地域とモデルの出力原点地、全国低空経済のリーダー都市、人形ロボットの革新地、脳機能インターフェース発展モデル都市、合成生物学の先駆け都市を目指しています。2026 年末までに 500 以上の高新技術企業の育成と、10 以上の未来産業先導区の建設を推進しています。

(3) 五大生産性サービス業

- 分野：デジタルサービス、技術サービス、金融サービス、物流サービス、ビジネスサービスの五大分野
- 目標：グローバル新興産業技術革新センター、グローバルデジタル貿易センター、国際金融技術センター、グローバル現代物流発展センター、全国高級ビジネスサービスセンターの「五大センター」の構築を推進しています。現在、杭州には本部企業として認定されている企業が 643 社あり、2025 年末までに総収益規模が 1 兆人民元を超えることを目指しています。

2. 杭州が世界の新しいシリコンバレーと称される理由

シリコンバレーと呼ばれる都市には、最も美しい風景だけでなく、最も素晴らしい未来もあります。杭州は革新をもって未来を描き、新しい技術と高い質を追求する活力に満ちた都市を築いています。革新は杭州の特質であり、その都市の DNA でもあります。杭州は、杭州の城西科学技術革新走廊の中枢機能を十分に活用し、基礎研究費が連続 4 年で年平均 15%以上増加し、連続 5 年間で 35 歳以下の大学卒業生を 35 万人以上新たに招致

しました。「1つの国家実験室、2つの国家大規模装置、18の全国重点実験室」を核心とするハイレベルの科学技術革新プラットフォームを加速して形成しています。

杭州の国内外の上場企業の総数は312社で、中国では第4位、国家専精特新「小巨人」企業の総数は478社で、中国では第5位です。また、連続3年間で世界の技術集積地の第14位にランクされ、連続14年間で「外国人に最も魅力的な中国の都市」に選ばれています。

「杭州六小龍」は「東洋の神秘の力」として世界中の注目を集めています。遊戯科学(GAME SCIENCE)の中国初のAAAゲーム「黒神話：悟空」はTGA賞を受賞し、深度求索(Deep Seek)のオープンソース大モデル Deep Seek-V3 は世界的な話題となり、雲深处(DEEP Robotics)の DR01 人形ロボットは業界において驚嘆させました。宇樹科技(Unitree)の B2-W ロボット犬は世界市場の70%を占め、強脳科技(BrainCo)の携帯型高精度脳機能インターフェース製品は世界で初めて10万台の生産が達成されました。群核科技(Manycore Tech)は室内空間認識の深層学習データベースが世界的にリードしています。灵伴科技(Rokid)の Rokid Glasses AI メガネは「タイムズ」誌などで Meta の製品と比較されるほど評価されています。国家人工知能革新応用先導区の創設を契機に、人工知能技術の革新を進め、人工知能の融合応用を深化させ、人工知能産業集積を育成し、一定的な成果を収めました。核心技術の研究開発からスマート製品の製造、スマート化応用まで完全な産業チェーンを形成しています。杭州全体で人工知能上場企業49社を有し、アリババグループや海康威視など7つの企業が年間売上100億人民元を超えており、大企業が中小企業を引き付ける発展のパターンを形成しています。データサービス分野では、数夢、火石、安恒、アント・グループ、恒生電子、同花順などの企業があります。コンピューティングハードウェア分野では、新華三、中科曙光、海康、平頭哥、中芯慧英、宏杉科技などの計算チップ、記憶装置、計算機器及びサーバーの製造企業があります。コンピューティングサポート分野では、杭州人工智能計算センター、チューリングタウン AIGC スマートコンピューティングセンターなどがあり、アリババクラウドのクラウドの計算市場シェアは世界第4位、アジア太平洋では第1位を占めています。アルゴリズム分野では、海康、大華、灵伴科技などのキーアルゴリズム企業があります。大規模モデル分野では、深度求索、アリババ、アント・グループ、同花順、西湖心辰、传播大脑、連信科技などの企業があり、

DeepSeek-V3、「通義」シリーズなどの一般的な大規模モデル、及び网易「玉言」、新華三「百業靈犀」、



西湖心辰「西湖」などの専門モデルが出現しています。

杭州は、伝統的な文明と新しい技術を融合させ、素晴らしい文化都市を育んでいます。杭州には、「湘湖一葉舟、問史八千年」の跨湖橋遺跡、5000年以上の中華文明史を証明する良渚古城遺跡があり、2200年以上の建城史を持つ都市であり、かつては呉越国と南宋の都でもありました。現在、杭州は3つの世界文化遺産を擁し、街中には53の博物館、38の国家レベルの文化財保存単位があり、歴史と現実が交差する独特な都市の魅力を醸し出しています。

杭州は、美しく豊かで、詩的な生活の魅力を持ち、生態文明の都を目指しています。杭州は川が豊かに流れ、水景が評判を呼び、河川が繁栄をもたらし、水がこの都市の魂です。域内には川、湖、河、海、小川と多種の水系を擁しています。杭州の森林被覆率は67%、国家級の風景名勝区が2か所、国家級の自然保護区が2か所、国家級の森林公園が9か所、観光地が117か所あり、連続18年にわたって「中国で最も幸福な都市」と評価されています。

3. 企業成長のための政策・資金・サービス

杭州は、新しい歴史的なスタート地点に立っており、今までない機会、優位性、展望を持っています。この都市は、産業の土壌、革新の土地、開放の土地を深く育て、最大限の努力、最適な政策、最善の支援をもって、企業がより良く、より速く、そしてより遠くへ成長できるよう、全力で支援します。

(1) 実質的な政策支援

産業政策では、「五大産業エコサークル」の育成政策や「五大未来産業」の付随政策を発表し、資金、土地、エネルギー消費などの面で大いに支援しています。たとえば、スマートIoT主導企業が上下流の提携企業の発注を増やすことを奨励し、最高で2億円の奨励金を提供しています。また、企業が重要技術の研究に取り組むことを支援し、研究開発費用として最高5億円を提供しています。最近では、杭州は生産性サービス業の高品質な発展を全力で支援するために27の政策支援を打ち出しました。

人材の保障面では、「革新と起業の新しい樂園」を築くための人材政策体系を制定し、全国で初めて雇用主体による自主的な人材分類認定を実施し、また、国際標準に適合した人材導入と評価の仕組みを確立し、生物医薬品などの分野で国際的な職業資格と国内職稱制度の有効な連携を実現しています。近年、杭州は人材と国際人材の純流入率が連続して中国首位となっています。

(2) 実質的な資金投入

杭州は金融の力を強化し、政府、証券、保険、銀行、ファンドを一体化した金融支援体系を構築し、科技ファンド、革新ファンド、買収ファンドを核心とする「3+N」杭州

産業ファンドグループを構築し、累計 300 のファンドを設立し、合計規模は 2400 億元を超え、1600 億元以上の社会資本を引き込みました。2025 年には総規模が 3000 億元に増える見込みです。杭州はまた、100 億元以上の科技成果转化基金を設立し、100 億元規模の保険資金母基金を発足させ、企業に多くの低コストの新金融サービス製品を提供し、ファンドの「初期、少額、ハードテクノロジー、長期」に投資を導き、五大産業の高品質な発展を全力で支援します。

(3) 誠心誠意のサービス保障

良好なビジネス環境は、企業が杭州に深く根付くための最も肥沃な土壌です。杭州は最良のビジネス環境都市を目指して、持続的に政府サービスの価値向上改革を推進しています。「必要な対応があればすぐに対応し、何もない場合には干渉しない」が常態化し、連続 2 年間で企業のための 10 の実行計画を提案しました。企業の困難を解決し、企業への負担を軽減するための取り組みを続け、連続 5 年間で全国工商連の「万家民営企業のビジネス環境調査」で第 1 位に選ばれました。杭州は、国際標準の最も高い基準、国内の最も優れたレベルに照らして、企業の関心、安定した予期、試験的改革などに焦点を当て、一流の市場経済、法治、国際ビジネス環境を引き続き構築し、企業の成長のために最も明るい光、最も豊かな雨露、最も適した土壌を提供し、杭州での企業の成長と発展をより一層支援します。

「人間の楽園」から「楽園シリコンバレー」に変わり続ける杭州。ここでは、千年の歴史と未来の技術が共鳴し、緑豊かな自然と智慧産業が共生しています。AI の夢に向けて挑戦する起業家でも、ハイテク製造業に取り組む実業家でも、杭州は最も豊かな土壌と最も輝かしい舞台を提供します。

2025 年 4 月 24 日 16:00、杭州は東京ニューオータニホテルで「東京で杭州に会う」投資環境推介会を開催します。急速に成長中の世界の新しいシリコンバレー、皆さまのご参加をお待ちしております！

Writer's Profile

浙江省駐日本(北東アジア)商務代表処

浙江省と日本の経済交流を促進するため、浙江省は 2019 年 8 月に浙江省駐日本（北東アジア）商務代表処を設立し、浙江省の窓口として日本との投資、貿易、企業マッチングなど、あらゆるビジネスサポートを提供しています。

住 所：東京都台東区西浅草 3-29-19 浙江建設ビル 8F

連絡先：李 梅 首席代表 ☎：may_lee_1@zjfdi.com ☎：070-3199-0624

张 立凜 商務代表 ☎：786722961@qq.com ☎：090-9848-9055

ご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

このたび、杭州と日本との経済貿易交流を促進し、杭州の投資機会や開放政策をご紹介するため、杭州市人民政府は「東京で杭州と出会う・中国杭州投資環境セミナー」を開催する運びとなりました。

本交流会は、日本企業にとって事業拡大のいいきっかけとなり、そして杭州と日本との経済・貿易協力を新たな段階へと推進できるよう祈念いたします。

つきましては、ご関心ご興味のある方は、お気軽にご参加を賜りますようご案内申し上げます。

記

開催概要

- 日 時：2025 年 4 月 24 日（木） 16:30-18:30 （18:30-20:00 夕食懇談）
- 会 場：ホテルニューオータニ 翠鳳の間
- 次 第：（案）
 - 16:30-16:30 受付開始
 - 17:00-17:10 2025 日本大阪万博中国パビリオン「杭州デー」関連イベントプレスリリース
 - 17:10-17:20 来賓挨拶
 - 17:20-17:35 杭州市投資環境のご紹介
 - 17:35-17:50 協力プロジェクト調印式
 - 17:50-18:10 企業講演
 - 18:10-18:30 主催者挨拶
 - 18:30-20:00 夕食懇談（edoRoom）

以上

消費喚起に躍起になる中国

～特別行動方案を発表～

みずほ銀行 中国営業推進部

上席主任研究員 細川 美穂子

はじめに

3月16日、消費喚起特別行動方案（プラン＝方案）が発表された^{※1}。24年12月の中央経済工作会议、3月11日閉幕した全国人民代表大会（全人代）における政府活動報告ほかでも予告されていた。方案の概要を17日に開かれた記者会見の内容から紹介しつつ、最近の消費動向を見てみたい。

1. 需要、供給、外部環境の三側面からなる7大行動30項目

方案は八つの大項目計30条からなる。うち「需要」側として1）都市・農村住民の増収促進、2）消費能力保障支援の二項目、「供給」側として3）サービス消費、質の向上、人民への恩恵、4）大口消費更新昇級（アップグレード）、5）消費品質向上の三項目、「外部環境」措置として6）消費環境改善向上、7）制限措置の整理最適化の二項目があり（計七項目）、残り一項目は、「支援政策」として、8）投資・財政・貸出・統計の支援策を盛り込んでいる（図表1）。

図表1 消費喚起特別行動プラン

需要側	1	都市・農村住民の増収	1	賃金収入の合理的増加	・失業保険安定返還政策の継続。特別技能訓練。職業技能等級評価。最低賃金基準引き上げ ・重点プロジェクトと中小農業農村インフラ建設分野における労務報酬の支給規模を拡大
			2	資産所得ルート開拓	・多くの措置を並行して株式市場を安定させ、戦略的な力の備蓄と市場安定メカニズムの建設を強化。商業保険資金、全国社会保障基金、基本養老保険基金、企（職）業年金基金等の中長期資金の市場参入を加速 ・個人投資家の投資に適した債券関連製品の品種をさらに充実
			3	農民の所得増収	・食糧栽培農民の収益保障メカニズムと土地増値収益分配メカニ

※1 人民日報 2025年3月17日「中办国办印发《提振消费专项行动方案》（中央弁公庁・国務院弁公庁が消費喚起特別行動方案を発表）」

http://paper.people.com.cn/rmrb/pc/content/202503/17/content_30062224.html

供給側	2	消費能力保障 支援			ズムを健全化。賃貸、出資、提携などの方式を通じた農家が合法的に所有する住宅活用 ・農業ブランド品の優良品種育成計画を継続的に実施、農産物の「三品一標」キャンペーンを実施。グリーン、有機、名特優新（ブランド・特産・優良・新規）、地理的表示ある農産物消費を促進
			4	滞納金問題解決	・地方政府の属地責任を強化し、滞納企業、特に中小零細企業の債権「買掛金、買掛金」に対して、監査監督を強化、信用喪失の制約を強化し、滞納解消の長期的なメカニズムを健全化
			5	出産・養育保障	・育児手当制度の確立を研究。条件を満たす地方に対し、従業員基本医療保険に加入するフレキシブルワーカー、農民工、新就業形態者に生育保険加入を指導。小児科サービス年行動を実施。児童の季節性疾病の多発期に、総合病院の夜間小児科外来（緊急）診察の開放力を強化
			6	教育支援	・学齢人口が都市部に純流入する教育資源の供給を拡大。2025 年、一部の学生助成補助基準を引き上げ、政策範囲を拡大し、国家学資援助貸付の無利子および元金返済延期政策を継続実施。高等教育機関の学科専攻の設置と緊密にリンクさせるイノベーションチェーン、産業チェーンを推進
	3	サービス消費、 質の向上、惠民 （庶民が潤う） 行動	7	医療養老保障	・25 年に都市・農村居住者基礎年金と都市・農村居住者基本医療保険財政補助標準を引き上げ、退職者基本年金を適切に引き上げ ・個人年金制度を全面的に実施。就業地における基本養老、医療保険の戸籍制限の撤廃を推進し、労災保障の試行を拡大
			8	重点グループの基本 生活保障	・低所得人口動態モニタリングと階層・分類別支援を強化、基本生活支援制度を健全化。特別支援水準を高め、産業就業などの開発型支援を強化 ・完全に能力を失った高齢者の介護サービスのサポート強化 ・条件の整った地方による実際に合わせた困難大衆への救援金支給、一回限りの生活手当増額支給 ・失業者に失業保険金等を遅滞なく満額支給
	3	サービス消費、 質の向上、惠民 （庶民が潤う） 行動	9	「一老一小（高齢者 と子ども）」サービス	・多層建築物のエレベーター増設と高齢者向け配食サービス ・アンチエイジング、シルバー観光などの産業を積極的に発展、シルバー消費市場の潜在力を解放 ・地域社会における埋め込み型保育、雇用単位による保育、保育一体サービスの発展を奨励 ・社会による養老保育サービスの発展を支持、規範化、養老サービス価格形成メカニズム整備 ・条件ある地方による実際に即した普遍的・恩恵的託児保育機関に対する場所の支持と運営補助
			10	生活サービス消費	・サービス消費シーンの革新、業態融合、産業集積を支持。飲食サービスの品質を向上させ、地方の特色ある飲食の発展を支持 ・家事サービスの研修を強化し、より多くの高等教育機関、専門学校による家事関連の専攻を開設を奨励し、女性家事代行の質を高め、定員を拡大する特別研修プロジェクトを実施し、家事業界の標準規範体系と信用体系を整備 ・都市 15 分市民生活圏と都市コミュニティ埋め込み型サービス施設の建設を結びつけ、ショッピング、飲食、家事、メンテナンス

4	大口消費の更新・アップグレード			などのコミュニティ住民サービス拠点の整備を加速
		11	文化・スポーツ・観光消費	・オンライン・オフライン、ビジネス旅行・文化スポーツの健全な多業態消費の融合を深め、多様化した消費シーンを革新 ・観光地、文化機関がサービス項目を開拓、経営期間を合理的に延長し受け入れ規模を拡大 ・良質なスポーツ種目と特色あるスポーツ試合の供給を増やす ・営業性公演、スポーツイベント、各種大型大衆イベントの審査プロセスを最適化、販売（発券）可能チケット数を向上 ・ツアープロジェクト初演地の内容審査責任制を厳格実施、「一回の審査で全国ツアー」を推進
		12	冰雪消費	・冰雪をテーマとした高品質の観光地、リゾート地を建設、冰雪資源が豊富な地域における世界的に有名な冰雪観光の高品質目的地の建設を支持
		13	インバウンド消費	・一方的なビザ免除国の範囲を秩序正しく拡大し、地域の入国ビザ免除政策を最適化・整備。より多くの良質なインバウンド観光ルートとサービスを打ち出し、海外旅行者の中国旅行の利便化水準を高め、国際的な医療、展示会などの市場を育成 ・国際消費中心都市の育成建設を深化。条件を備えた都市の港での免税店開設を支持 ・より多くの優良商業者が出国税還付店舗になることを支持し、ショッピングの出国税還付「即時購入・即時返金」サービス措置を普及
		14	サービス業の開放拡大	・電気通信、医療、教育などの分野における開放試行を拡大。消費高度化の需要に焦点を当て、医療・健康、文化・娯楽などの良質な生活サービスの輸入を推進 ・キャンプ、民泊、不動産サービス、「インターネット+医療」等のサービス消費項目を外商投資奨励産業目録に組み入れ
		15	消費財（以旧換新）の買い替え・下取り	・超長期特別国債資金を活用、地方が消費財の下取り実施範囲拡大に力を入れることを支持し、自動車、家電、家庭用品などの大口耐久消費財のグリーン化、スマート化アップグレードを推進 ・安全基準を満たす電動自転車への買い替えを支持し、携帯電話、タブレット、スマートウォッチ（プレスレット）3種のデジタル製品の買い替え補助金を実施 ・中古商品流通試行を推進、多様化する中古商品流通主体を育成し、中古商品流通方式を刷新
		16	住宅消費	・不動産市場が下落を止め安定に戻るよう引き続き力を入れ、城中村（都市の中で発展から取り残された地区）と老朽住宅の改造に力を入れ、実需と改善性住宅需要の潜在力を十分に放出 ・専項債券で都市政府が在庫商品住宅を購入し保障性住宅としての使用を許可 ・不動産市場の安定した健全な発展を促進する税收政策。住宅積立金ローン金利適時引き下げ ・積立金引き出しによる住宅購入頭金を支払と、住宅積立金個人住宅ローン申請を支持、賃貸住宅の引出支援を強化し、フレキシブルワーカーの納付・預入試行業務を推進
		17	自動車消費	・自動車流通消費改革試行を展開、自動車改造、リース、レースお

外部環境	5	消費品質向上			- よびキャンピングカー・キャンプなどの自動車アフターマーケット消費を開拓 ・中古車経営主体を育成・強化し、中古車販売「逆請求」、遠隔地取引登記等の利便化措置を持続的に実施 ・自動車分野の情報共有を強化、第三者中古車情報検索プラットフォームの発展を支援し、中古車の安心して便利な取引を促進
			18	消費財ブランド強化	・商業貿易、物流、文化旅行などのサービス分野に焦点を当て、サービス品質向上政策を分類・制定し、より多くの中国サービスブランドを構築 ・中華の優れた伝統文化を製品デザインに融合させ、オリジナル知的財産権(IP)ブランドの開発を支援し、アニメ、ゲーム、eスポーツ及びその周辺派生商品等の消費を促進し、「国貨潮品（国産ブランドのトレンド商品）」の国内外市場を開拓 ・現地に適した初出店経済を推進、国内外の良質な商品・サービスブランドが初出店、初出店初展を開催を奨励 ・消費新業態の新モデル普及。「中国で購入」シリーズ活動を展開、中国消費名品方陣を構築
			19	新型消費	・デジタル消費向上行動を深く実施し、品質電子商取引の育成 ・「人工知能+」キャンペーン、「人工知能+消費」、自動運転、スマートウェアラブル、超高精細動画、ブレイン・マシン・インターフェイス、ロボット、アクティブ・マニュファクチャリングなどの新技術・新製品の開発と応用の普及促進を加速し、成長性の高い消費の新たなサーキットを切り開く ・健康消費特別行動。低空経済監督管理体系、低空観光、航空スポーツ、消費級無人機等低空消費 ・クルーズ船の航路と旅行商品を絶えず充実させ、ヨットの登録登記と届出の利便化を推進
	6	消費環境改善向上	20	内外貿易一体化	・内外貿易基準認証などの制度の連携・融合。対外貿易製品の国内販売を支持、対外貿易優良品の中華旅行活動を展開 ・対外貿易代理企業による自主ブランドの育成誘導。国内貿易信用保険の内外貿易一体化支援政策実行
			21	休憩・休暇権益保障	・年次有給休暇の実施状況を工会が従業員権益を守るための重要な内容とする ・組織部門、人的資源社会保障部門は各単位の休憩休暇制度実施状況に対する常態化監督を強化し、年次有給休暇の実施状況を重点監督内容とする ・年次有給休暇と小連休の結合を奨励し、弾力的なオフピーク休暇を実現 ・法により労働者の休憩・休暇権益を保障し、違法に労働時間を延長してはならない ・条件ある地方が実際に合わせて小中学校の春秋休暇の設置を模索
			22	安心して消費できる環境	・消費環境最適化三年行動を実施、品質基準、信用制約、総合管理、消費権利保護などの制度整備 ・消費財及びサービス消費の標準体系を健全化し、消費分野の信用体系の建設を強化し、消費紛争の多元的解決メカニズムを健全化

				し、より効率的な消費権利保護方式を推進 ・インターネット販売、ライブ配信商品分野「全ネット最低価格」等の不合理な経営行為を規範化し、正価・良質を提唱、法により模倣・粗悪製品の販売行為を厳しく取り締まり、欠陥製品のリコール監督管理を強化
		23	都市と農村の消費施設	・県域商業建設行動と「千集万店」の改造・向上、県級物流配送センターと農村末端物流配送施設の建設を強化 ・スマート商業圏、没入型体験空間などを積極的に発展させ、伝統的なデパートなどの実店舗を新型商業場所に改造 ・夜間消費集積区域の経営活動場所、公共交通輸送力、臨時駐車スペース等の関連保障を強化
7	制限措置の整備	24	消費制限縮小	・各地区の各関連部門は消費に対する不合理な制限を速やかに整理。自動車などの消費を購買管理から使用管理へと転換 ・自動車ナンバー抽選で長く当たらない世帯の自動車購入需要に年度別に対応。地方が秩序を持って伝統民俗類の消費活動を展開するよう導く。各種経営主体が社会集団の購買に平等に参加することを保障し、形を変えた所有制、商業者格付け等の購買ハードルを設けてはならない
		25	ビジネス環境改善	・市場参入ネガティブリスト管理モデルを整備、環境保護、衛生、安全保障、品質検査、消防等の分野を重点とし、各種市場参入障壁を深く整理整頓し、安定した公平で透明で予測可能な市場環境を構築 ・各地区が販売促進活動、コミュニティ市場（社区集市）、屋外展示、看板施設設置等の審査・批准プロセスを簡素化、オンライン即時申請・処理を奨励
8	支援政策	26	消費促進策連動	・マクロ政策の方向性の一致性評価業務メカニズムを健全化・活用し、財政・税・金融・産業・投資等の政策と消費政策との相乗効果を図り、消費促進により有利な政策体系を構築
		27	投資の消費支援作用	・消費インフラ、消費サービス機能向上類、消費新業態・新モデルへの効果的な投資を拡大 ・教育医療、技能訓練、介護・託児、文化・旅行・スポーツ等の分野のプロジェクト建設を支援し、公共サービスの不足を補充 ・条件に合致する消費、文化観光等分野のプロジェクトがインフラ分野の不動産投資信託基金(REITs)を発行
		28	財政政策の誘導・牽引作用	・財政補助金、貸付利子補給等の政策手段を運用し、重点的、的確な施策を展開し、消費の促進と民生への恩恵、不足分の補充を結びつけ、消費需要を拡大し、消費能力を高め、国民経済循環の円滑化、経済成長の牽引における消費の積極的役割をよりよく発揮
		29	与信支援	・金融機関がリスクコントロール可能な前提の下で個人消費貸付の投入力を強化し、消費貸付の限度額、期限、利率を合理的に設置することを奨励 ・金融機関が市場化・法治化原則に基づき個人消費貸付の返済方式を最適化し、貸付継続業務を秩序立てて展開 ・25年、条件を満たす個人消費貸付および消費分野のサービス業経営主体貸付に対して財政利子補給
		30	消費関連保障	・各級工会が経費を祝日の慰問品、従業員のフィットネス、文化体育等の消費分野に使用することを奨励

				・懸賞付き領収書活動の展開を模索。サービス消費、消費新業態・新モデルの統計モニタリングを整え、買い手の地域別実物商品オンライン小売額統計を強化し、全範囲消費統計制度整備
--	--	--	--	--

2. 株式市場と不動産市場の安定を強調

3月17日に開かれた記者会見^{※2}で、李春臨・国家発展改革委員会副主任は方案のポイントとして「これまでの消費政策は供給側からが多かったが、今回の方案では需要側の政策を強め、住民の増収と負担削減に注力」と説明、具体的には「賃金所得の合理的な伸び、失業保険、労働者の技能向上、最低賃金引上げ」などを挙げた。

また方案の中で「株式市場と不動産市場の安定」を強調^{※3}したことは「消費促進政策として初めて」で、庶民の消費マインドを安定させるものであると述べた。

但し、株式市場安定策として「商業保険資金、全国社会保障基金、基本養老保険基金、企業（職）業年金基金等の中長期資金の市場参入を加速」を挙げたほか、不動産については「城中村（都市の中で発展から取り残された地区）と老朽住宅の改造に力を入れ、実需と改善性住宅需要の潜在力を十分に放出」など、これまでの政策を述べているのみである。

とはいえ、方案に「株式市場と不動産市場の安定」が盛り込まれ、これら市場の安定が消費拡大に不可欠であることが公式に認識されたことで、株式・不動産市場の安定に関して今後更なる具体策の発表を期待することはできよう。

3. 消費促進と民生への恩恵

李副主任が挙げた方案の第二のポイントは、消費喚起と民生への恩恵の結合である。このうち1）超長期特別国債資金による「以旧換新」（下取り更新）支援として24年の1,500億元^{※4}から3,000億元に倍増する。1-2月実績として、新エネ車134万台（前年比+26%）、家電241億元（同+36%）、携帯電話3,300万台（補助金開始前の週と比べて+19%）・860億元（同+29%）の販売実績があったという（李副主任）。

消費能力保障支持行動として、生育、養育、教育、医療、養老（介護）などのサービス拡充や補助額増額などが挙げられた。このうち、育児手当については国家衛生健康委員会が具体策を起草中という（李副主任）。

※2 国務院新聞弁公室3月17日「国新办举行新闻发布会 介绍提振消费有关情况」（国務院新聞弁公室が記者会見、消費喚起関連状況を紹介）<http://www.scio.gov.cn/live/2025/35534/tw/>

※3 2.財産制収入ルート開拓：「多くの措置を並行して**株式市場を安定**させ、戦略的な力の備蓄と市場安定メカニズムの建設を強化。商業保険資金、全国社会保障基金、基本養老保険基金、企（職）業年金基金等の中長期資金の市場参入を加速する」。16.住宅消費：「**不動産市場が下落を止め安定に戻るよう**引き続き力を入れ」と言及。

※4 李副主任によれば、24年は1,500億元の超長期特別国債資金により、自動車、家電、住宅内装、電動自転車の販売額1.3兆元分を喚起したという（リンクは脚注2に同じ）。

2) 庶民の日常生活に必要な消費供給として、高齢者向けには、多層建築へのエレベーター設置や配食サービス、若者向けには、観光地における経営時間延長、文芸イベント、スポーツイベント設営などにより、展覧やコンサートなどの体験型消費を楽しめるようにする。

4. 「休憩・休暇権益の保障」も盛り込む。DJI は「残業しても 21 時に退勤」

第三のポイントとして、李副主任は「財政金融・産業・投資など消費関連政策」を紹介する中で、第 21 項目「休憩・休暇権益の保障」に言及、「残業文化の横行」といった反響の大きい問題に対して、有給休暇の取得状況監督や違法な労働時間延長の禁止、弾力的なオフピーク休暇などを盛り込んだことを説明した。

かつて日本も 80 年代後半に欧米先進国から「働きすぎ問題」を指摘され、近年はワークライフバランスが重視されている^{※5}が、中国でも「996（朝 9 時から夜 9 時、週 6 日間働く）」、「007（0 時から 0（24）時、週 7 日働く）」などと言われた勤務スタイルは支持されなくなり、大手企業では残業削減の動きが出始めた。

ドローン製造の DJI（大疆創新科技）は 2 月 27 日から「残業ゼロ」を掲げ、従業員を午後 9 時で強制的に退社させる取り組みを始めたほか、家電メーカーのハイアール（海爾）も 2 月中旬から週休二日制を強制とし、土曜日は出勤を許さず、食堂も閉鎖するなど残業できる環境をなくしたという^{※6}。

こうした動きは、24 年 12 月の中央経済工作会议で「内巻式の競争（組織内の過当競争）を是正する」との方針が盛り込まれたことを受けたものとも報道されており、DJI は 1 月 1 日から残業時の車両手当支給を取りやめていた。ほかに、貿易摩擦を念頭においた欧米からの圧力が同社の残業削減の背景にあるとの見方もある。

※5 高見具広労働政策研究・研修機構 副主任研究員「現代日本における「働きすぎ」の所在—健康と家庭生活の観点から—」（海外労働情報 19-03）。「円高も相まって日本の莫大な貿易黒字（特に日米間の貿易不均衡）が問題となり、日本人の長時間労働も「ソーシャル・ダンピング」として国際社会から批判の対象になったほか、日本国内でも「豊かさとは何か」という問い直しがあり、猛烈に働いて物質的な豊かさを達成した日本社会で、ゆとりある生活時間を享受することへの価値が高まった」。結果として労働時間を欧米並みの年間 1,800 時間に短縮、90 年代には「完全週休二日制」が定着した。

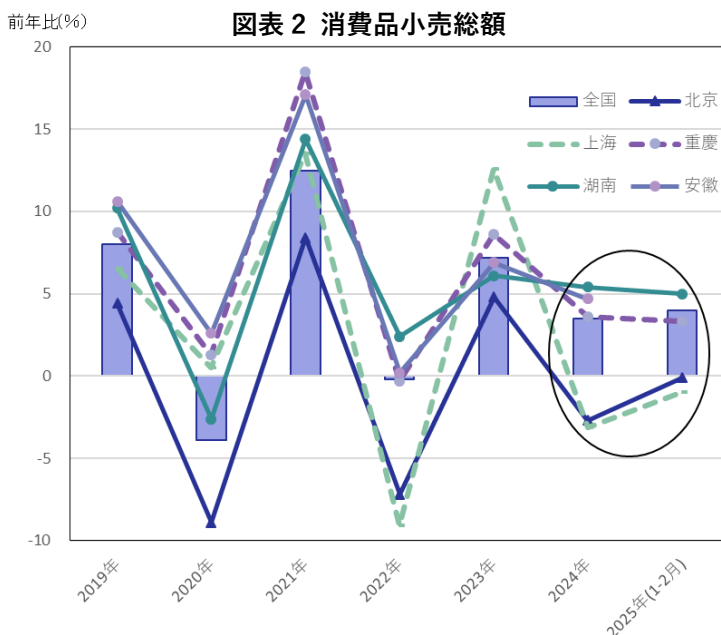
https://www.jil.go.jp/foreign/report/2020/pdf/20-03_f02.pdf

※6 経済観察網 3 月 8 日「大疆：都晚上 9 点了，有什么事比下班更重要吗？（DJI：もう夜の九時、退勤より重要なことがあるのか？）」<http://www.eeo.com.cn/2025/0308/715460.shtml>

5. 一線都市とそれ以外の消費動向に差

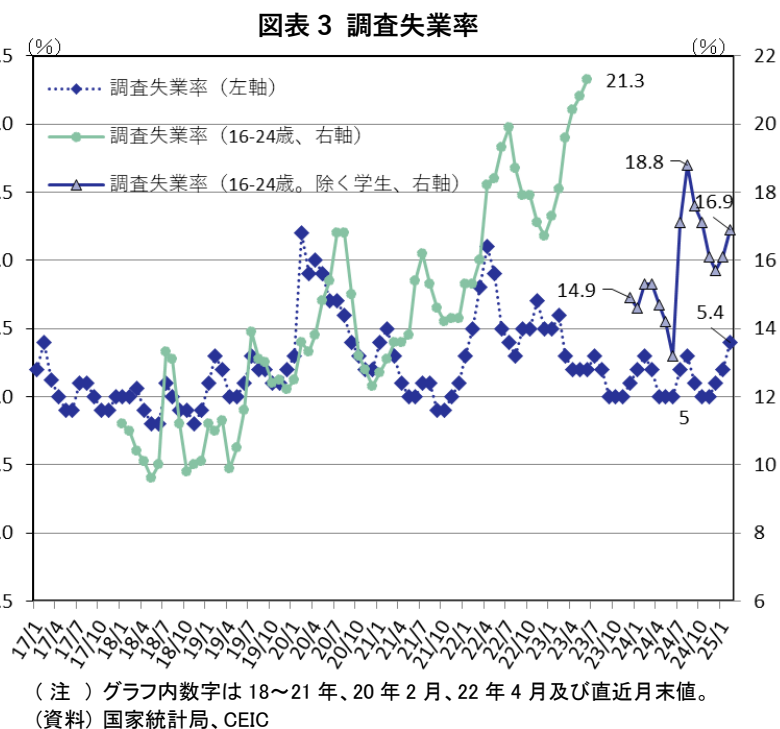
消費の現状を消費品小売総額でみると、北京、上海では24年にマイナスに転じ、25年に入ってもマイナス基調が続いている(図表2)。不動産市場の調整による逆資産効果や、当地における企業活動の低下(コロナ禍による打撃の影響、コスト上昇に伴う内陸等他地域への移転、外資系企業不振)が背景にあると考えられる。

他方、自動車の生産台数が大きく増加するNEVメーカーが生産拠点を置く合肥市を省都とする安徽省、長沙市に省都がある湖南省や重慶市では全国計を上回るかほぼ同水準の伸び率を維持していることは注目される。



おわりに

方案は失業保険給付の保障を盛り込んだが、雇用所得環境は若年層を中心に依然として厳しい(図表3)。今次方案だけで消費拡大に決定的効果を得ることは見込みにくいものの、24年の経済成長に寄与した外需が鈍化する懸念が高まる中、消費政策をより強めたい当局方針のへの理解を深めることにより、ビジネス機会に繋げていきたい。



以上

Writer's Profile



みずほ銀行

中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

1988 年慶応義塾大学法学部卒、日本興業銀行（現みずほ銀行）入行、調査部にてアジア及び中国経済担当。02 年みずほ総合研究所出向。05～08 年北京支店、11 年 4 月～23 年 1 月まで上海駐在、瑞穂銀行（中国）有限公司中国アドバイザー部 中国業務部主任研究員。同年 1 月より現職。これまで週刊エコノミスト、東亜 他多数メディアにて、現地発中国マクロ経済に関する記事を連載。

✉： mihoko.hosokawa@mizuho-bk.co.jp

三たび「+5%前後」を目指す中国

～全人代が開催、2025 年は景気下支え強化～

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

調査部 主任エコノミスト 月岡直樹

■成長率目標は 3 年連続で「+5.0%前後」。

第 14 次五カ年計画の最終年を意識

中国で第 14 期全国人民代表大会第 3 回会議（国会に相当。以下、全人代）が 2025 年 3 月 5 日に開幕し、国務院の李強総理が政府活動報告（以下、報告）を行った。李氏は報告において、2025 年の実質 GDP 成長率の目標を 3 年連続で「+5.0%前後」とすることを発表し、財政赤字の拡大や特別国債の増発を含む一段の積極財政で景気下支えを強化する方針を示した（図表 1）。

報告はまず、足元の国際情勢について「世界では 100 年に 1 度の変革が加速し、外部環境はさらに複雑化し厳しくなっている」との認識を示し、トランプ政権下の米国を念頭に「一国主義、保護主義が激化し、多角的貿易体制が阻害され、関税障壁が増加している」と指摘した。一方、国内情勢については「有効需要が不足し、特に消費が不振である。一部企業の生産経営は困難にあり、代金未払い問題が突出している」ことを率直に認めつつ、中国経済には「超大規模市場、完備した産業体系、豊富な人的資源など多くの優位な条件」

図表1 全人代で発表された経済目標と実績値

項目	2025年 (目標)	2024年 (実績) (目標)		2023年 (実績) (目標)	
実質GDP成長率	+5.0%前後	+5.0%	+5.0%前後	+5.4%	+5.0%前後
消費者物価指数(CPI)	+2.0%前後	+0.2%	+3.0%前後	+0.2%	+3.0%前後
都市部新規就業者数	1,200万人以上	1,256万人	1,200万人以上	1,244万人	1,200万人前後
都市部調査失業率	5.5%前後	5.1%	5.5%前後	5.2%	5.5%前後
財政赤字 (対GDP比)	5.66兆元 (4.0%)	4.06兆元 (3.0%)	4.06兆元 (3.0%)	4.88兆元 (3.9%)	3.88兆元 (3.0%)
特別国債(超長期含む)	1.8兆元	1.0兆元	1.0兆元	-----	-----
地方政府专项債	4.4兆元	4.02兆元	3.9兆元	3.96兆元	3.80兆元
マネーサプライ(M2)	経済成長と物価水準の目標と一致	7.3%	経済成長と物価水準の目標と一致	9.7%	名目GDPの伸びと基本的に一致
社会融資総額残高		8.0%		9.5%	

(注) 地方政府专项債の発行実績は、次年度分の前倒し発行を含む

(出所) 政府活動報告、財政部、中国人民銀行、CEIC より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

があり、「経済が長期的に良い方向へ向かう基本的な趨勢は変わっていない」ことを強調した。

成長率目標を「+5.0%前後」とした理由については、「雇用の安定、リスクの防止、民生の改善の必要性」を考慮したものであると説明した。2025 年が第 14 次五カ年計画の最終年という重要な節目であることを強調しつつ、基本方針として引き続き「質の高い発展」を推し進め、現代化産業体系を構築し、発展と安全を両立させること。また、国内需要を拡大し、不動産市場や株式市場を安定させ、重点分野のリスクや外部ショックの防止・解消を図ることなどを求めた。

■ 極財政と金融緩和で景気下支えを一段と強化。消費財買い替え支援を継続

マクロ政策については、2024 年 12 月に開催された中央経済工作会议の決定（月岡（2024a）参照）^{※1}を受けて、財政政策は前年の「積極的な」から「より積極的な」へ、金融政策は前年の「穏健な（中立的な）」から「適度に緩和的な」へと転換した。景気下支えを一段と強化する方針を示した形である。

「より積極的な」財政政策は、さまざまな財政資金を手配して持続的に力を入れるとした。財政赤字は 5.66 兆元（対 GDP 比 4.0%）と前年の 4.06 兆元（同 3.0%）から拡大させるほか、財政赤字に算入しない超長期特別国債を 1.3 兆元発行（前年は 1 兆元）して「両重（国家重要戦略の実施と重点分野の安全能力の建設）」プロジェクトと「両新（大規模設備更新と消費財買い替え）」政策を継続する。このうち、耐久消費財の買い替え補助金には前年から倍増となる 3,000 億元を充てて、低迷する消費を下支えする。また、超長期特別国債とは別に 5,000 億元の特別国債を発行し、国有大手銀行に対して予防的な資本注入を行って、金融システミック・リスクを未然に防止する。

インフラ投資の原資となる地方政府专项債（特別債）の新規発行枠は、前年から 5,000 億元積み増して 4.4 兆元とした。ただ、このうち 8,000 億元が 2024 年 11 月の全人代常務委員会の決定（月岡（2024b）参照）^{※2}に基づいて地方債務の借り換えに使われるほか、報告では专项債を不動産ディベロッパーが所有する不動産用地の回収や住宅在庫の買い取り、地方政府による企業への未払い金の解消にも充当すると明記していることから、経済成長につながる投資の「真水」は逆に減少する可能性が高い。

「適度に緩和的な」金融政策は、利下げや預金準備率の引き下げを適時に行うとした。加えて、前年同様に「流動性を合理的に充足させ、（実体経済への資金供給量を示す）社会融資規模とマネーサプライの伸びを経済成長と物価の総水準の目標と一致させる」ことを明記しており、国内の景気動向や人民元相場をにらみつつ小刻みな金融緩和が続くとみ

※1 月岡直樹（2024a）「中国は景気下支えを一段と強化へ ～習近平指導部が 2025 年の経済運営方針を決定～」Mizuho RT EXPRESS（2024 年 12 月 18 日）

※2 月岡直樹（2024b）「中国は「バズーカ」を放ったのか ～習近平政権による直近の経済対策を評価する～」Mizuho RT EXPRESS（2024 年 11 月 13 日）

られる。このほか、政策ツールを活用して不動産市場や株式市場の健全な発展を促進し、科学技術イノベーションやグリーン、消費、民営・中小零細企業への支援を強化する方針を示したほか、人民元為替相場については従来どおり「合理的な均衡水準における基本的な安定を保持する」と明記した。

報告は、2025 年の政府活動任務として、①内需の拡大、②「新質生産力」の発展、③科学技術教育興国戦略の実施、④経済体制の改革、⑤高水準の対外開放、⑥重点分野のリスク防止・解消、⑦農村振興、⑧新型都市化と地域間の協調発展、⑨排出削減と環境保護、⑩民生の保障・改善、の 10 項目を掲げている。前年に 3 番目だった「内需の拡大」が 1 番目に繰り上がり、「消費を大いに振興し、投資効率を向上させる」方針を示している。2024 年の中国経済は外需の押し上げを受けて実質 GDP 成長率が +5.0% で着地し、政府目標を達成したものの、トランプ関税により国際貿易の不透明感が高まる中、2025 年の政府目標達成のためには内需のテコ入れが急務となっている事情をうかがわせる。

図表 2 耐久消費財の買い替え補助金（2025 年）

分類	対象商品	補助金額
家電製品	電子レンジ、浄水器、食洗器、炊飯器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、PC、湯沸かし器、家庭用コンロ、レンジフード（換気扇）	商品価格の15～20% （上限は2,000元） （エアコンは3台まで）
乗用車	新エネルギー車（EVなど）	1.5～2万元
	ガソリン車	1.3～1.5万元
デジタル製品	携帯電話、タブレット製品、スマートウォッチ等 （6,000元以下の商品）	商品価格の15% （上限は500元）

（注）赤字は 2025 年に新規追加された対象商品
（出所）国家発展改革委員会より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

事実、中国政府は 1 月の時点ですでに耐久消費財の買い替え支援策を 2025 年も継続することを決定し、補助金支給の対象商品に携帯電話やタブレット製品、電子レンジなどを追加している（図表 2）。上述のとおり、今回の全人代で 3,000 億元の予算も付いた。しかし、買い替え支援策は需要の先食いにすぎないことから、一時的な消費の押し上げ効果は期待できるものの、傾向的な消費低迷を打開するには力不足とみられる。

■対中追加関税への対抗措置はバランスを意識。

景気減速には追加財政出動の可能性も

1 月 20 日に就任した米国のトランプ大統領は早速、かねてから明言していた関税措置を発動した。2 月 4 日、中国からの合成麻薬フェンタニルの流入抑制を理由に一律 10% の対中追加関税を課し、3 月 4 日には中国側がこの問題に対して適切な措置をとっていないとして、一律の追加関税を 20% に引き上げたのである。

これに対し、中国政府は即座に報復関税を含む対抗措置を発表した（図表 3）。ただ、報復関税の対象はトランプ大統領の支持基盤を狙い撃ちする形でエネルギーや農水産物など一部品目に絞っており、2 度の対抗措置を合わせても中国の対米輸入のおよそ 26.4%（439 億ドル、2023 年）を占めるにすぎない。その代わり、レアメタルや軍民両用品目の輸出管理規制の強化や、「信頼できないエンティティリスト」への米国企業の追加といった措置を絡めた合わせ技で対抗している。米国側の制裁措置との対等性、すなわち弱腰と

図表3 米国の対中追加関税に対する中国の対抗措置

項目	対抗措置(2月4日)	対抗措置(3月4日)
報復関税	米国からの以下の輸入品に追加関税 ●【15%】石炭、液化天然ガス ●【10%】原油、農業機械、大排気量エンジン車、ピックアップトラック	米国からの以下の輸入品に追加関税 ●【15%】鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花 ●【10%】モロコシ、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品
輸出管理	レアメタル(タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム)関連材料・技術を輸出許可の対象に追加	米企業15社を輸出管理規制リストに追加。当該企業に対する軍民両用品目の輸出を禁止
信頼できないエンティティリスト	米企業2社(PVHコープ、イルミナ)をリストに追加	米企業10社をリストに追加。米イルミナによるDNAシーケンサーの対中輸出を禁止
その他	米グーグルに対し独占禁止法違反の疑いで調査開始	米国産の光ファイバーに対する不当廉売関税の違法な回避に関する調査開始

(出所) 財政部、商務部、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

受け取られることなく事態をエスカレートもさせないという微妙なバランスを意識し、中国経済への影響も考慮したものと考えられ、対決姿勢を鮮明にしつつトランプ政権との「ディール」を模索する構えとみられる。

みずほリサーチ&テクノロジーズでは、中国の2025年の実質GDP成長率を+4.4%と見込んでいる。内需では不動産不況とそれに伴う消費の低迷が継続し、外需ではトランプ関税の影響で純輸出の押し上げ寄与が縮小することから、景気の減速が不可避とみているためである。中国政府は今回の全人代において、これまで暗黙の赤字上限であった3.0%を上回る財政拡張に踏み切ったが、上述の財政措置には危機管理に主眼を置いた支出も含まれていることから、経済成長を押し上げる「真水」は決して多くはない。景気浮揚のための政策も新味に欠いており、内憂外患の中で「+5.0%前後」の成長目標を達成するハードルは高いといえる。

ただ、中国財政部の藍佛安部長は、3月6日の記者会見において「内外で発生する可能性がある不確定要素に対応するため、中央財政は十分な備えと政策余地を残している」と強調し、景気の減速やトランプ政権の出方に応じて機動的に政策対応を行う構えを示した。財政赤字の拡大後も中央政府の財政はなお健全であることから、「+5.0%前後」の成長目標を達成するために追加の財政出動を行う展開も予想されよう。

以上

[参考文献]

- 月岡直樹(2024c)「容易ではない「+5.0%前後」の達成 ～中国が全人代を開催、成長目標は前年同水準に～」Mizuho RT EXPRESS (2025年3月11日)
- 松浦大将・白井斗京・菅井郁(2025)「トランプ政権発足から1カ月を振り返る ～世論を捉えた現実的な政策の帰結は?～」みずほレポート (2025年2月21日)
- みずほリサーチ&テクノロジーズ調査本部(2025)「2025・2026年度 内外経済見通し ～トランプ2.0の影で進む構造変化と成長格差～」(2025年2月27日)

【PR】YouTube®動画「MHRT Eyes」・各種 調査レポート（無料）を配信中！（「YouTube」はGoogle LLCの登録商標です）

～国内外の経済・金融動向など幅広い分野について、エコノミスト・研究員が専門的な知見をご提供～

▽メルマガ（登録無料）では、配信をいち早くお知らせしております。下記より是非お申込みください

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mailmagazine/research/index.html>



（QRコードはデンソーウェーブの登録商標です）

お問い合わせ：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 調査部メールマガジン事務局

（03-6808-9022, chousa-mag@mizuho-rt.co.jp）

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお

Writer's Profile



みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

調査部 主任エコノミスト 月岡直樹

2004年3月関西学院大学文学部卒。中国上海で日本語雑誌の編集記者等を経験した後、2012年7月みずほ銀行（中国）有限公司に入社、中国の経済金融政策の研究業務を担当。2016年7月みずほ銀行に入行、中国投資アドバイザー業務に携わる。2021年6月より現職。

✉： naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

☎： 080-1069-6684

資金洗浄防止法の改正について

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

中国プラクティスグループ

弁護士 五十嵐 充

外国弁護士 吉 佳宜

総論

「資金洗浄防止法（2024 年改正）」（以下「改正資金洗浄防止法」という。）は、3 度に亘る修正草案を経て、2024 年 11 月 8 日に公布され、2025 年 1 月 1 日より施行されている。

2007 年 1 月 1 日に施行された「資金洗浄防止法」（以下「旧法」という。）は、これまでの中国国内の金融環境において一定の効果を上げてきたが、急速に変化する国際的な金融情勢や新たな資金洗浄リスクの出現に対応する必要が生じていた。

また、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）の第 4 回相互審査が完了した後、2019 年 4 月に公表された「中国資金洗浄及びテロ資金供与防止相互審査報告書^{※1}」（以下「FATF 報告書」という。）では、中国の資金洗浄防止活動についていくつかの改善点が指摘され、特に、①中国の金融業界の資産規模に対して資金洗浄防止の罰則の強度が不足していること、②特定の非金融業界に対する資金洗浄防止の監督が欠如しており、特定の非金融機関による資金洗浄リスク及び資金洗浄防止義務に対する認識が不足していること、③法人等の受益所有者情報の透明性が不足していること、④法執行機関が事件を取り締まり、金融情報を使用し、国際協力を行う際に上流犯罪に重点を置き、相対的に資金洗浄犯罪を軽視していること、⑤中国が国連安全保障理事会のターゲット金融制裁の決議を実施するための体制に欠陥が存在すること等の意見が出されていた。

改正資金洗浄防止法は、上記国際情勢や中国国内の金融環境の変化、及び FATF 報告書において提起された勧告に応えるべく、リスクベース・アプローチによる監督のもとで、法律の適用対象・範囲の拡大、資金洗浄防止の監督管理の強化、資金洗浄防止義務の明確化・詳細化、処罰の強化等を中心に、大幅な改正を行った。

本稿では、改正資金洗浄防止法における主要な改正点について、以下のとおり解説する。

^{※1} https://www.gov.cn/xinwen/2019-04/18/content_5384062.htm

主要な改正点

1. 改正資金洗浄防止法の適用範囲

(1) 資金洗浄防止の定義及び対象犯罪の拡大

改正資金洗浄防止法が適用される「資金洗浄防止」の対象犯罪について、下表のとおり修正された。

旧法 2 条	改正資金洗浄防止法 2 条
本法において資金洗浄防止とは、各種の方法を通じて薬物犯罪、反社会的性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪等による所得及び収益の出所及び性質を粉飾し又は隠蔽する資金洗浄活動を予防するため、本法の規定に基づき関連の措置を講じる行為をいう。	本法において資金洗浄防止とは、各種の方法を通じて薬物犯罪、反社会的性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪及びその他の犯罪による所得及びその収益の出所又は性質を粉飾し又は隠蔽する資金洗浄活動を予防するため、本法の規定に基づき関連の措置を講じる行為をいう。 <u>テロ資金供与活動の予防には、本法を適用する。</u> <u>その他の法律に別段の定めがある場合は、その定めを適用する。</u>

また、本改正により、上記各犯罪の予防だけでなく、テロ資金供与の予防にも改正資金洗浄防止法が適用され、同法が定める関連措置を講ずることが求められるようになった（2 条）。これにより、近年大きな問題となっている電信詐欺関連犯罪の予防も資金洗浄防止に組み込まれることになった。

(2) 域外適用

旧法では、中国国外における資金洗浄行為に対する同法の適用について明確な規定は存しなかった。しかし、改正資金洗浄防止法では、中国国外における資金洗浄及びテロ資金供与活動が、中国の主権及び安全に危害を及ぼし、中国の公民、法人及びその他の組織の合法的権益を侵害し、又は中国国内の金融秩序を攪乱した場合、改正資金洗浄防止法及び関連法律法規が域外適用されることが明確にされた（12 条）。

また、下記 5. の中国当局の資金洗浄及びテロ資金供与活動に関する調査協力要請に中国国外の金融機関が協力しない場合は、中国当局から改正資金洗浄防止法に基づく処罰を受ける可能性があり、場合によっては下記 3.③の資金洗浄防止特別予防措置の対象となるリストに載せられる可能性もある点に留意されたい（49 条、57 条 2 項）。

2. 金融機関及び特定の非金融機関が負う資金洗浄防止義務

(1) 主体の拡大と明確化

改正資金洗浄防止法は、下表のとおり、資金洗浄義務を負う①金融機関の範囲を拡大し、かつ、旧法では明確でなかった②特定の非金融機関の定義を明確にした。

義務主体	旧法規定	改正資金洗浄防止法規定
金融機関	政策銀行、商業銀行、信用合作社、郵政貯蓄機構、信託投資会社、証券会社、先物取引会社、保険会社及び国务院の資金洗浄防止行政主管部門が確定しかつ公布する金融業務に従事するその他の機構 (旧法 34 条)	(1) 銀行業金融機関、証券基金先物業金融機関、保険業金融機関、信託業金融機関 (2) 非銀行支払機関 (3) 国务院の資金洗浄防止行政主管部門が確定しかつ公布するその他の金融業務に従事する機構 (改正資金洗浄防止法 63 条)
特定の非金融機関	定義なし ^{※2}	(1) 不動産販売、不動産売買の取次サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機構 (2) 顧客の委託を受けて不動産の売買を行い、資金・証券その他の資産を代理管理し、銀行口座・証券口座を代理管理し、企業の設立・運営のための資金調達を行い、営利業務の売買を代理する会計事務所、法律事務所、公証機関 (3) 一定金額 ^{※3} 以上の貴金属・宝石のスポット取引を行う業者 (4) 資金洗浄リスクの状況に応じて、国务院の資金洗浄防止行政主管部門が国务院の関連部門と連携して確定するその他の資金洗浄防止義務を履行する必要がある機構 (改正資金洗浄防止法 36 条)

※2 「中国人民銀行弁公庁による特定の非金融機関の資金洗浄監督管理業務の強化に関する通知」(2018 年 7 月 13 日公布・施行) では特定の非金融機関の定義が示されているが、改正資金洗浄防止法は、会社の設立・経営・管理に係るサービスを提供する「会社サービスプロバイダ」の削除や宝石現物取引業者の追加等、特定の非金融機関の範囲を調整し、法律レベルで定義を明確にした。

※3 現時点で明確にされていない。

改正資金洗浄防止法施行以来、現時点までに外資金融機関以外の特定の外資非金融機関や一般外資企業が処罰主体となる行政処罰事案はまだ見当たらない。旧法の時代では、顧客の身分識別義務を履行しなかったこと、大口取引報告制度・不審取引報告を実施しなかったことや、顧客の身元資料を保存しなかったこと等により、資金洗浄防止法違反として、外資系銀行及びその責任者がそれぞれ過料に処される事案があった。この点については、今後の中国当局の取締動向及び運用に引き続き注目する必要がある。

(2) 資金洗浄防止義務

旧法では、資金洗浄防止義務は金融機関が負うものとされており、特定の非金融機関が資金洗浄防止に関してどのような義務を負うかについては明確な規定はなかった。

この点について、改正資金洗浄防止法では、特定の非金融機関が所定の特定業務を行う場合、金融機関が負う資金洗浄防止義務の履行に関する規定を参照し、業種の特徴、経営規模、資金洗浄リスクの状況等に応じて資金洗浄防止義務を履行しなければならないと明確に定められた（42条）^{※4}。

資金洗浄防止義務の主な改正点は、以下のとおりである。

A. 内部統制制度の具体化

内部統制制度の構築義務について、旧法上では資金洗浄防止専門機構の設立又は資金洗浄防止業務を担当する内設機構の指定を規定していたが、改正資金洗浄防止法は、適切な人員の配置、資金洗浄防止のための研修及び宣伝の実施、資金洗浄リスクの定期的な評価及び対応するリスク管理制度の制定、監査による内部統制制度の効果的な実施の監督等を挙げている（27条）。

B. カスタマー・デューディリジェンス制度の確立

改正資金洗浄防止法は、旧法で定めていた「顧客身分識別制度」^{※5}の構築義務を廃止し、代わりに「カスタマー・デューディリジェンス制度」の構築義務を定めた（28条）。下記のいずれかの状況が生じる場合、カスタマー・デューディリジェンスの実施が要求される（29条1項）。

- ① 顧客と業務関係を確立し、又は顧客のために所定の金額以上の一回限りの金融サービスを提供するとき
- ② 顧客及びその取引が資金洗浄活動に関わると疑われる合理的な理由があるとき
- ③ 過去に取得した顧客の身元資料の真正性、有効性、完全性に疑いがあるとき

※4 具体的なルールについて、國務院の資金洗浄防止行政主管部門が國務院の特定の非金融機関主管部門と連携して、又は國務院の特定の非金融機関主管部門が自ら、特定の非金融機関資金洗浄防止管理規定を制定することが定められている（15条1項）。

※5 顧客と業務関係を確立し、又は顧客のために規定の金額以上の現金送金、現金両替、手形支払等の一回限りの金融サービスを提供する場合は、顧客に真実かつ有効な身分証明書又はその他の身分証明書の提示を求め、これを照合したうえで、記録する等

カスタマー・デューディリジェンスの内容には、顧客及びその受益所有者（下記 4.を参照）の身元を識別し、合理的な措置を講じて確認すること、顧客が業務関係を構築し取引を行う目的を把握することが含まれる（29 条 2 項前半）。もっとも、カスタマー・デューディリジェンスを実施する際には、顧客の特性、取引活動の性質やリスクの状況に基づき行われることが求められている。具体的には、資金洗浄リスクが高い場合には、上記身元識別等に加えて、関連資金の出所及び用途の把握も要求されている（29 条 2 項後半）。他方、資金洗浄リスクが比較的に低い場合には、状況に応じてカスタマー・デューディリジェンスを簡略化することが認められている（29 条 3 項）。

また、顧客との業務関係が存続する期間において、顧客の全体状況及び取引状況を継続的に注視し、評価し、顧客の資金洗浄リスクを把握することが求められており、資金洗浄リスクが高い場合には、必要に応じて取引の方法、金額又は頻度、提供業務の種類を制限し、業務提供を拒否し、業務関係を終了する等の資金洗浄リスク管理措置を講じることが認められている（30 条 1 項）。加えて、金融機関がカスタマー・デューディリジェンスを行う際に顧客の身元等の情報を照会することができる行政部門の範囲は、旧法上の公安、市場監督管理部門から、資金洗浄防止行政主管部門、民政、税務、移民管理、電信管理等の各部門まで拡大されたため、部門間の提携や情報共有機能が大幅に強化されると考えられる（33 条）。

C. 顧客身元資料及び取引記録の最低保存期間の延長

改正資金洗浄防止法は、顧客の身元資料及び取引記録の最低保存期間を、業務関係の終了後又は取引の終了後 10 年間に延長した（34 条）。

3. 一般企業及び個人が負う資金洗浄防止協力義務

改正資金洗浄防止法では、金融機関及び特定の非金融機関以外の一般企業（外資企業を含む）及び個人に対する義務も定められた。

企業（外資企業を含む）及び個人は、資金洗浄活動に従事し、又は資金洗浄活動のために便宜を供与してはならず、金融機関及び特定の非金融機関によるカスタマー・デューディリジェンスに協力しなければならない（10 条）。一般企業（外資企業を含む）及び個人としては、金融機関等による合理的なカスタマー・デューディリジェンスに協力することを拒絶した場合、金融機構等から、業務の取扱の制限又は拒絶、業務関係の終了等の資金洗浄リスク管理措置を講じられる可能性がある点に留意されたい（38 条 2 項）^{※6}。

^{※6} もっとも、金融機関から講じられた資金洗浄リスク管理措置に異議がある場合には、金融機関に対して申立を行うこと、資金洗浄防止行政主管部門に対して不服申立を行うこと（期限を過ぎても回答を受けられず、又は処理結果について不満がある場合）、又は直接人民法院に訴訟を提起することができる（39 条）。

4. 特別予防措置義務

改正資金洗浄防止法では、いかなる企業及び個人も、次に掲げる名簿に記載される対象に対して、資金洗浄の防止に係る特別予防措置を講じることが義務付けられる（40 条）。

- ① 国家反テロリズム業務指導機構が認定し、かつ当該機構が公告したテロ活動組織及びテロリストのリスト
- ② 外交部が公布した国連安全保障理事会決議の通知に基づくターゲット金融制裁の対象となる組織及び人員のリスト
- ③ 国務院の資金洗浄防止行政主管部門が認定し、又は国務院の関連機関と共同で認定した、重大な資金洗浄リスクがあり、措置を講じない場合に重大な結果をもたらす可能性のある組織及び人員のリスト

資金洗浄の防止に係る特別予防措置には、上記各リストに載せられた対象、及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員、その直接又は間接的に支配されている組織に対して、金融等のサービス又は資金資産の提供を直ちに停止し、関連資金資産の移転を直ちに制限することを含むとされた。

上記資金洗浄防止特別予防措置の義務を履行しない場合は、下記 6.のとおり、行政処罰の対象となる点に留意されたい。

5. 受益所有者情報管理制度の新設

改正資金洗浄防止法は、「受益所有者」に関する情報管理制度を新設した（19 条 1 項）。

具体的には、法人又は非法人組織は、「受益所有者」情報を遅滞なく更新・保存し、登記機関に適時に提出・更新しなければならない、国務院の資金洗浄防止行政主管部門と登記機関は、「受益所有者」情報を管理しなければならない、とされた（19 条 2 項）。資金洗浄防止行政主管部門及び関連部門は、法に従って「受益所有者」情報を使用することができ、金融機関及び特定の非金融機関は、資金洗浄防止義務の履行に当たり、「受益所有者」情報を照会・確認しなければならない、「受益所有者」情報の誤り、不一致、不完全性を発見した場合は、フィードバックしなければならない（19 条 3 項）。

なお、改正資金洗浄防止法にいう「受益所有者」^{※7}とは、法人、非法人組織を最終的に保有し、もしくは実質的に支配し、又は法人、非法人組織の最終的な収益を享受する自然人と定義されている。

※7 中国人民銀行と国家市場監督管理総局が 2024 年 11 月 1 日に施行した「受益所有者情報管理規則」でも「受益所有者」の定義があり、改正資金洗浄防止法で定められているものと基本的に一致している。今後の資金洗浄防止分野での金融機関と登記機関との連携は注目に値する。

6. 資金洗浄防止に関する国際協力

資金洗浄防止に関する国際協力については、対等の原則又は関係国との協議による合意の原則に基づき、中国の関連機関は外国の金融機関に協力を要請することができ、又は国内の金融機関は外国当局からの協力要請に対応する方針が確立された。

もともと、下表のとおり、中国国内の金融機関は、外国当局から協力要請を受けた際、対等の原則又は関係国との協議による合意の原則に基づいているものか否かを判断するほか、提供を要求される情報が「概要的なコンプライアンス情報、経営情報」に該当するか否かを分析したうえで対応する必要がある点に留意されたい。

中国の当局から外国の金融機関への協力要請	中国の金融機関の外国当局からの協力要請への対応
中国の関連当局は、対等の原則又は関係国との協議による合意の原則に基づき、中国国内に代理銀行口座を開設し、又は中国とその他の密接な金融関係がある中国国外の金融機関に対して、協力を求めることができる。 (49 条)	原則：外国の国家、組織がコンプライアンス監督管理の必要に基づき、中国国内の金融機関に対して、概要的なコンプライアンス情報、経営情報等の情報を提供するように要求した場合には、中国国内の金融機関は、国务院の関連金融管理部門及び国の関連機関に報告した後に、これを提供し又は協力することができる。 例外：外国の国家、組織が対等又は協議による合意の原則に違反して、直接に国内の金融機関に対して、顧客の身元資料、取引情報を提出し、国内の資金もしくは資産を差し押さえ、凍結し、振り替え、又はその他の行動をとるよう要求した場合には、金融機関は、無断でそれらを行ってはならず、かつ遅滞なく国务院の関連金融管理部門に報告しなければならない。(50 条)

7. 法的責任の強化

改正資金洗浄防止法は、行政処罰の適用範囲を拡大し、関連行為に対する罰則を強化した(6 章)。

すなわち、旧法では、資金洗浄防止の関連主管部門や金融機関のみが処罰対象となっているが、改正資金洗浄防止法では、特定の非金融機関や一般企業及び個人が改正資金洗浄防止法に違反した場合も処罰対象となる(58 条～60 条)。外資企業を含む一般企業が資金洗浄の防止に係る特別予防措置の義務を履行しない場合は、中国当局から期限を定めて是正を命じられ、情状が重い場合は、警告を与えられ、又は 20 万元以下の過料に処される可能性がある。

また、金融機関が改正資金洗浄防止法に違反した結果、犯罪所得及び収益が当該金融機関を通じて粉飾され、もしくは隠ぺいされ、又はテロ資金供与の結果を生じさせた場合、①関連金額が 1,000 万人民元未満の場合は 50 万人民元以上 1,000 万人民元以下の過料に処され、②関連金額が 1,000 万人民元以上の場合は関連金額の 20%以上 2 倍以下の過料に処される可能性があり、過料の上限額が旧法の 500 万人民元より大幅に引き上げられた（55 条）^{※8}。

8. その他

上記以外に、改正資金洗浄防止法は、資金洗浄防止措置の適切性（4 条、29 条）、資金洗浄防止の情報安全保護（7 条、19 条、37 条）、資金洗浄リスク管理措置に異議がある企業及び個人による異議申立権・訴訟提起権（39 条）等も規定している。

おわりに

今回の改正により、金融機関にとって資金洗浄防止の負担が増えるだけでなく、特定の非金融機関や一般の企業及び個人も資金洗浄防止の関連義務を負うこととなる。そのため、特に、特定の非金融機関や一般の企業にとっては、対応体制の構築等を検討することが重要な課題となり、コンプライアンスコストの増加は避けられないと予測される。また、中国は今年から FATF の第 5 回相互審査を受ける予定であり、今回の法改正に伴い、中国人民銀行を中心とする資金洗浄及びテロ資金供与防止の監督当局は、さらなる監督管理細則を打ち出すことが予想される^{※9}。資金洗浄防止に関する実務上の取扱いが大きく変わる可能性もあるため、今後も引き続き実務上の動向に注目し続ける必要がある。

以上

^{※8} 情状が重い場合には、当該金融機関の関連業務の実施の制限もしくは禁止、もしくは営業停止・整顿命令、経営許可証の取上げ等の処罰が実施される可能性がある。

^{※9} 例えば、中国人民銀行、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会が 2022 年 1 月 19 日に公布し、同年 2 月 21 日にその施行を一時停止した「金融機関の顧客職務調査並びに顧客身元資料及び取引記録保存管理規則」は、今回の改正により、再び施行される可能性がある。

Writer's Profile

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 中国プラクティスグループ

当事務所は、中国において1998年から北京オフィスを、2005年から上海オフィスを開設しています。日本企業が中国において直面する数多くの法律問題について、現地法律事務所と緊密に提携しながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。また、日本企業の対中投資や紛争の増加に対応し、最先端のリーガル・サービスを提供するため、当事務所では中国業務チームを設置しています。現在、中国業務チームは、多数の日本人弁護士、専門スタッフから構成されています。当事務所の北京オフィス、上海オフィス及び現地法律事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内と北京・上海等の中国国内の両方において、日本人弁護士と中国人律師による総合的なリーガル・サービスを提供しています。



弁護士 五十嵐 充

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学法科大学院修了。高井・岡芹法律事務所北京代表処、上海代表処首席代表を経て現職。

主な著作・論文：『労働災害対応 Q&A 企業と役員の責任』（経団連出版 2024年7月、共著）、「日中比較労働法（全4回）」（国際商事法務 2023年、共著）、『実務 中国労働法』（経団連出版）、『中国の労務管理 Q & A』（日本国際貿易促進協会）、『中国労働法事件ファイル』（日本法令）、『中国・タイ・ベトナムの労働法の実務』（労働調査会）、『外国人材の雇用戦略』（日本法令）等。

✉： mitsuru.igarashi@morihamada.com



外国弁護士 吉 佳宜

上海財経大学法学部卒業、東京大学法科大学院修了。2013年から当事務所にて執務。

主な著書・論文：『中国経済六法 2025年版』、「中国会社法改正の外資系企業への影響—コーポレートガバナンスを軸として」（MIZUHO CHINA MONTHLY）、『中国投資・M&A 法務ハンドブック』、「中国会社法改正の解説①」（国際商事法務）、「中国最新法律事情（240）個人情報安全規範の改正」（国際商事法務）、「情報安全技術 個人情報安全規範」（国際商事法務）、「最高人民法院による民間貸借に関する司法解釈について」（国際商事法務）等。

✉： jiayi.ji@mhm-global.com

みずほフィナンシャルグループ

チャイナビジネス関連レポート

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近2レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	25年2月号(2024/1/27) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0183-XF-0105.pdf 25年3月号(2025/3/27) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0184-XF-0105.pdf
みずほりポート みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	〔みずほインサイト〕米中対立のASEAN 経済への影響 (2025/3/7) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/2025/research_0033.html 〔みずほりポート〕中国経済のデフレ圧力の再評価(2025/3/27) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/2025/pdf/report250327.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.127 カーボンニュートラルと気候変動政策の現状と展望 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_september.pdf Vol.128 トランプ 2.0」時代のアジア太平洋情勢を経済の視座で読み解く https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2025_March.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ（中国） 中国アドバイザー部	不定期	第744号(2025/1/27) 商務部、貿易促進に向けた政策措置を公表。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0798-XF-0105.pdf 第745号(2025/3/6) 国家発展改革委員会など、設備更新と耐久消費財の買い替え支援策の適用拡大。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0799-XF-0105.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ（中国） 中国アドバイザー部	不定期	第146号(2024/10/31) 7-9 月期は内需減速を外需がカバー https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0146-XF-0105.pdf 第147号(2025/1/24) 輸出拡大が寄与し 10-12 月期は加速 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0147-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ（中国） 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2025/2/25) 25年1月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0100-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2025/3/25) 25年2月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0101-XF-0103.pdf

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

みずほ銀行

本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5

☎ 03-5220-8734

香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号

K11 Atelier 13楼

☎ 852-2306-5000

台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号

国泰置地広場8-9階

☎ 886-2-8726-3000

台中支店

台中市府会館道169号

敬業崇群大樓8楼

☎ 886-4-2374-6300

高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼

☎ 886-7-230-6800

● 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号

南京國際金融中心16D

☎ 86-25-8332-9379

● 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号

銀行中心2102室

☎ 86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心21階、23階

☎ 86-21-3855-8888

大連支店

遼寧省大連市西岗区中山路147号

申貿大廈大廈23階、24階-A

☎ 86-411-8360-2543

合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号

万達広場7号写字楼19階

☎ 86-551-6380-0690

● 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号

東安大廈18階D、E室

☎ 86-512-6733-6888

● 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号

虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階

☎ 86-21-3411-8688

武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号

新世界中心A座5階

☎ 86-27-8342-5000

天津支店

天津市和平区赤峰道136号

天津國際金融中心大廈11階

☎ 86-22-6622-5588

● 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区

東南大道33号科創大廈701-704室

☎ 86-512-6733-6888

北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号

環球金融中心 西樓8階

☎ 86-10-6525-1888

無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

無錫科技創業園B区8階

☎ 85-510-8522-3939

青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号

青島國際金融中心44階

☎ 86-532-8097-0001

深圳支店

広東省深圳市福田区金田路

皇崗商務中心1号楼30楼

☎ 86-755-8282-9000

広州支店

広東省広州市天河区珠江新城

華夏路8号合景國際金融広場25階

☎ 86-20-3815-0888

蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区

旺墩路188号建屋大廈17階

☎ 86-512-6733-6888

その他

● みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号

長富宮升公樓8階

☎ 86-10-6523-4779

● みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心17階

☎ 86-21-6877-8000

Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號

K11 Atelier 14-15楼

☎ 852-2685-2000

Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號

K11 Atelier 13楼

☎ 852-2918-9030

■ お問い合わせ先 ■ みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン ☎ : china.info@mizuho-bk.co.jp

- 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
- 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。